瑞穂町子ども計画

令和７年３月

瑞　穂　町

はじめに

近年、超少子高齢社会が進行し、人口減少や核家族化に加え、保護者の就労状況の多様化などにより、地域社会全体で子どもを育て、支援する環境づくりがこれまで以上に求められています。

令和２年度から令和６年度までは、「第２期瑞穂町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援施策を推進してきましたが、令和５年４月１日、国において、こども基本法が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援事業計画に加え、母子保健や子どもの貧困対策、子ども・若者の支援などに関する計画を一体とした「瑞穂町子ども計画」を策定しました。

こども基本法に基づき、国がこども施策を総合的に推進するために定めたこども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、その実現に向けてどんなことに取り組むかなど、こども大綱を勘案し、同計画に取りまとめていくことが求められています。

町では、保育園等及び学童保育クラブの待機児童ゼロ対策の推進を継続するとともに、義務教育就学児及び高校生等に係る医療費助成の一部負担金の撤廃などによる０歳から 18 歳までの医療費無償化の実施、母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ「子ども家庭センター」や、地域における障がい者（児）の相談支援の中核的な機関である「基幹相談支援センター」を設置し、個々の家庭に応じた切れ目のない相談体制の強化を図るなど、様々な施策を通じ、妊産婦、子育て世帯、子どもに対する支援を行ってきました。

本計画では、「子どもや若者、子育て世帯が幸せになれるまち　みずほ」を基本理念とし、子どもや若者が権利の主体であることの共通認識を持ちながら、子どもや若者一人ひとりが大切にされ、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

最後になりましたが、計画の策定に当たり、熱心に協議、検討をいただきました子ども・子育て会議委員の皆様をはじめとする関係機関の皆様、そして、ニーズ調査や子ども・若者の生活実態調査、また第 18 回瑞穂町こどもフェスティバルや第 51 回瑞穂町産業まつりにおける子どもの意見聴取にご協力いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和７年３月

瑞穂町長　　杉　浦　裕　之

目　次

第１章　計画の概要

1　計画の背景・目的 3
2　計画の期間 3
3　法制度等の枠組み 4
4　計画の位置付け 5
5　SDGs（持続可能な開発目標）に対応した計画の推進 6

第２章　子ども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題

1　人口・世帯の状況（推移・推計） 9
2　少子化（出生）の状況 12
3　子育て当事者、若者の就労の状況 14
4　教育・保育の状況 15
5　母子保健の状況 20
6　子どもの貧困、児童虐待の状況 24
7　生活実態調査結果の概要 27
8　子どもの意見聴取結果 34

第３章　計画の基本的な考え方

1　基本理念 39
2　基本目標 40
3　施策体系 42

第４章　施策の展開

1　基本目標１　子ども・若者のための地域づくり 47
2　基本目標２　子育て世帯のための環境づくり 59
3　基本目標３　支援が必要な子ども・若者、子育て世帯のための地域づくり 69

第５章　量の見込みと確保方策

1　前提条件の整理 77
2　教育・保育の量の見込みと確保方策 81
3　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 83

4　放課後児童対策の推進に向けた目標量の設定 90
5　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保 92
6　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 93

第６章　計画の推進に当たって

1　「こどもまんなか社会」の実現に向けた目標指標の設定 97
2　計画の達成状況の点検及び評価 98
3　計画の推進体制 99

資料編

1　瑞穂町子ども・子育て会議条例 103
2　瑞穂町子ども・子育て会議委員名簿 105
3　瑞穂町子ども・子育て会議実施経過 106

第１章
計画の概要

1 計画の背景・目的

国では、出生率が継続的に低下しており、少子化が深刻化しています。一方、少子化のみならず、子どもの貧困、児童への虐待なども社会の大きな課題となっています。特に貧困世帯の子どもは学習や日常生活などあらゆる場面で困難な問題を抱えています。また、いじめ、不登校、ひきこもりのほか、近年では SNS に起因するトラブルも増加していることから、子ども・若者をめぐる問題は一層深刻化しています。さらに、核家族化の進展による地域のつながりの希薄化や、保護者の就労状況の多様化により、子育てに対する支援や協力を得ることが非常に難しい状況となっています。また、共働き家庭が増加する一方、長時間労働や過度な仕事の負担などから、仕事と子育ての両立が困難となっています。

このような状況の中、国では、令和５年４月に、こども家庭庁の発足とともに、全ての子どもが健やかに成長し、安心して暮らせる社会を実現するために「こども基本法」が施行されました。この法律は、子どもの意見や声が社会で尊重されるようにすることを目的としています。また、こども基本法に基づき、国がこども施策を総合的に推進するために定めた「こども大綱」では、全ての子ども・若者が自立した個人として等しく健やかに成長でき、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

町では、令和２年度に「第２期瑞穂町子ども・子育て支援事業計画（以下「第２期計画」という。）」を策定しました。今までは就学児童までを対象とした子育て支援の充実に取り組んできましたが、今後は、上記のこども基本法及びこども大綱に基づき、若者も含めた全ての子ども・若者を対象とした総合的なこども政策の推進が求められています。そのため、第２期計画の取組を踏襲しつつ、令和７年度を初年度とする「瑞穂町子ども計画（以下「本計画」という。）」を新たに策定します。

今後は、本計画に基づき、町の子ども・若者に関する取組を推進することで、「こどもまんなか社会」の実現を目指していきます。

※本計画の対象は、おおむね 18 歳未満の子ども及び若者（おおむね 39 歳以下）とその家族とします。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。

■ 計画期間について

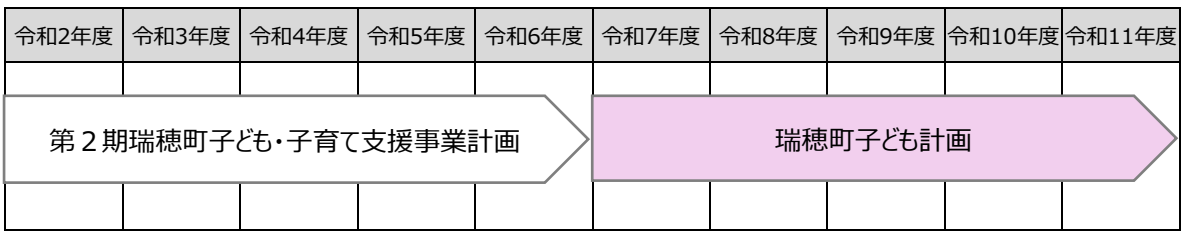

3 法制度等の枠組み

（１）こども基本法

これまで日本には、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を包括的に保障する法律がありませんでしたが、令和４年６月にこども基本法が成立し、令和５年４月より施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約にのっとり、全ての子どもが健やかに成長し、安心して暮らせる社会を実現するために、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進することを目的としています。

同法は、以下のこども施策の６つの基本理念や、こども大綱の策定、子ども・若者の意見の反映などについて定めています。

こども施策の基本理念

１．すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
２．すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
３．年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
４．すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、 意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
５．子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
６．家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

（２）こども大綱

令和５年12月22日、国は、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策に関する基本的な方針等を定める大綱（以下「こども大綱」という。）を定めました。こども大綱は、次の６つの柱を基本方針としています。また、こども大綱の目標を実現するためにライフステージを通じた７つの重要事項も設定しています。

こども大綱の基本方針　６つの柱

１．こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
２．こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
３．こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
４．良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
５．若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
６．施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども大綱におけるライフステージを通じた７つの重要事項

1．こども・若者が権利の主体であることの社会全体で共有等
2．多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
3．こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
4．こどもの貧困対策
5．障害児支援・医療的ケア児等への支援
6．児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
7．こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

4 計画の位置付け

本計画は、「こども基本法」第10条の規定に基づく市町村こども計画であり、従来の「瑞穂町子ども・子育て支援事業計画」に加え、「瑞穂町子ども・若者計画」、「母子保健計画」、「新・放課後子ども総合プラン」、「瑞穂町子どもの貧困対策計画」、「瑞穂町次世代育成支援行動計画」を内包した計画として策定するものです。策定に当たっては、「第５次瑞穂町長期総合計画」及び「瑞穂町第４次地域保健福祉計画」をはじめ、福祉分野の各計画や町の関連計画、そして国・東京都が策定した関連計画との整合を図ります。

■ 計画の位置付けについて

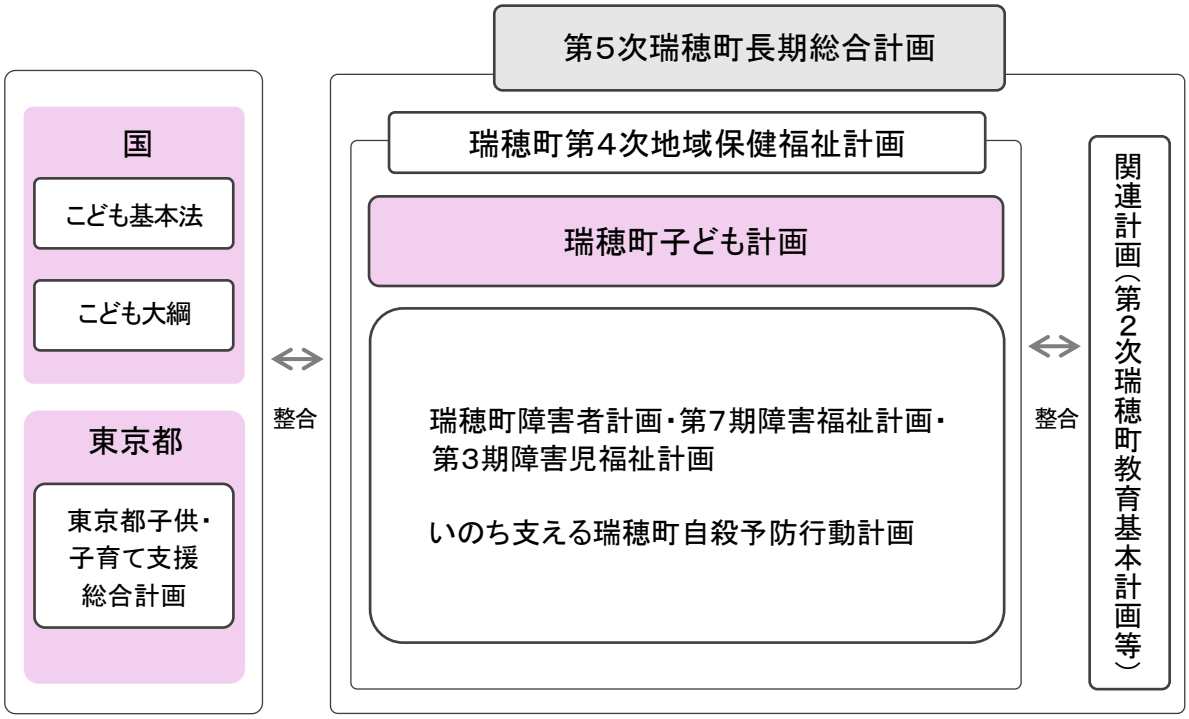

5 SDGs（持続可能な開発目標）に対応した計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals）は、経済、社会、環境の3つのバランスが取れた社会を目指す国際目標であり、平成27年9月の国連サミットで採択されました。これらの目標は、発展途上国だけでなく、先進国も含めた全ての国々と人々を対象としており、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットが設定されています。

日本では平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が内閣に設置され、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定しました。この指針では、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限に反映することが奨励されています。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けて全ての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本計画においても、SDGsの視点を取り入れ、子ども施策の推進を行っていきます。

第２章
子ども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題

Ⅰ 人口・世帯の状況（推移・推計）

（１）総人口・３区分人口の推移・推計

町の総人口は減少傾向にあり、令和６年４月１日現在で 32,102 人となっています。

また、将来推計によると、総人口は今後も減少し続け、令和 11 年４月１日時点で 31,057 人となることが予測されています。

年齢３区分人口をみると、生産年齢人口と年少人口がともに減少し続けていますが、高齢者人口は増減を繰り返しながら、概ね 9,600 人～9,700 人前後で推移することが予測されています。

■ 総人口・３区分人口の推移・推計

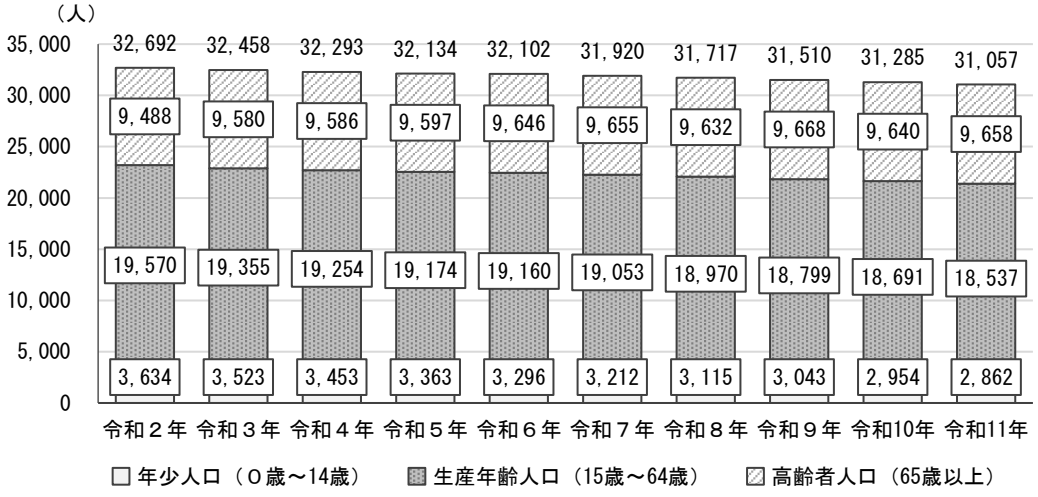

資料：住民基本台帳（各年４月１日）※推計は住民基本台帳をもとにコーホート要因法を用いて算定

■ ３区分人口の割合の推移・推計

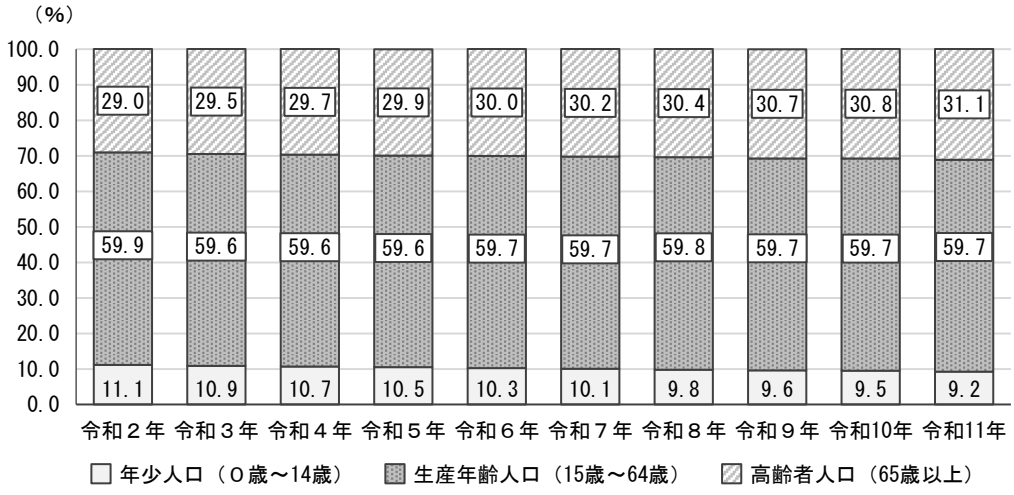

資料：住民基本台帳（各年４月１日）※推計は住民基本台帳をもとにコーホート要因法を用いて算定

（２）自然動態・社会動態

町における自然動態及び社会動態は平成30年と比較すると、自然動態では、出生数は減少し、死亡数は増加しています。社会動態では、転出者は減少し、転入者は増加しています。

自然動態　　単位：人

	平成 30 年	令和５年
出生数	183	126
死亡数	356	457
自然増減	△ 173	△ 331

資料：人口動態統計

社会動態　　単位：人

	平成 30 年	令和５年
転入	1,106	1,375
転出	1,248	1,177
社会増減	△ 142	198

資料：住民基本台帳人口移動報告

（３）人口構成

町の人口構成をみると、男性と女性でいずれも50歳～54歳で最も多く、男性が1,427人、女性が1,367人となっています。50歳～54歳以上では、55歳～59歳、70歳～74歳及び75歳～79歳の人口がいずれも1,000人以上となっています。一方、年齢が若くなるにつれて減少傾向となっており、４歳以下が最も少なくなっています。

■ 人口推計

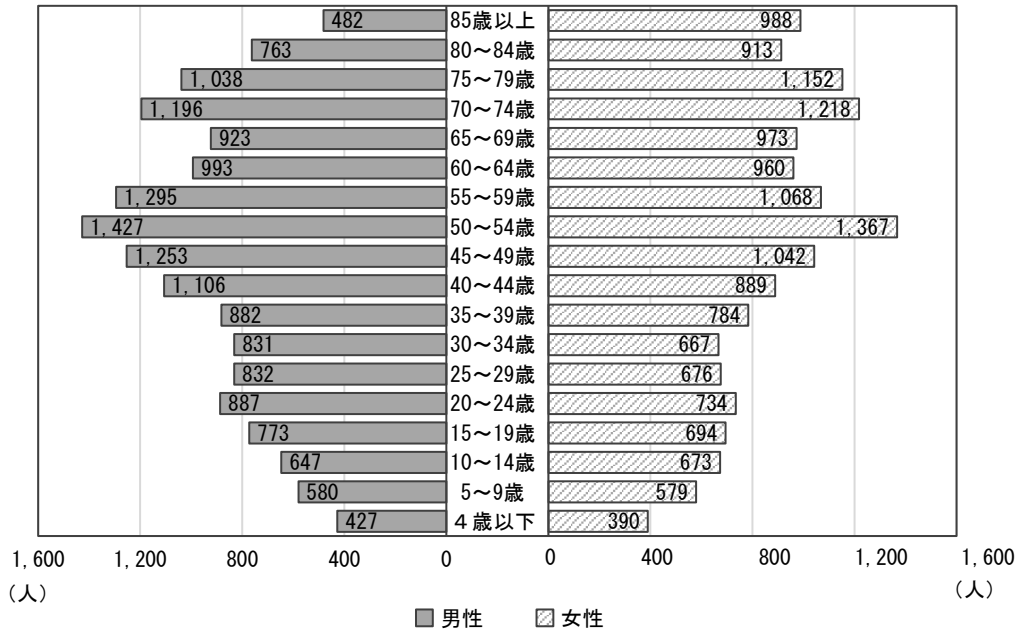

資料：住民基本台帳（令和６年４月１日）

（４）世帯数等の推移

町の世帯数は、令和６年４月現在15,458世帯で年々増加していますが、世帯当たりの人員は、令和６年４月現在では2.08人と減少傾向にあります。

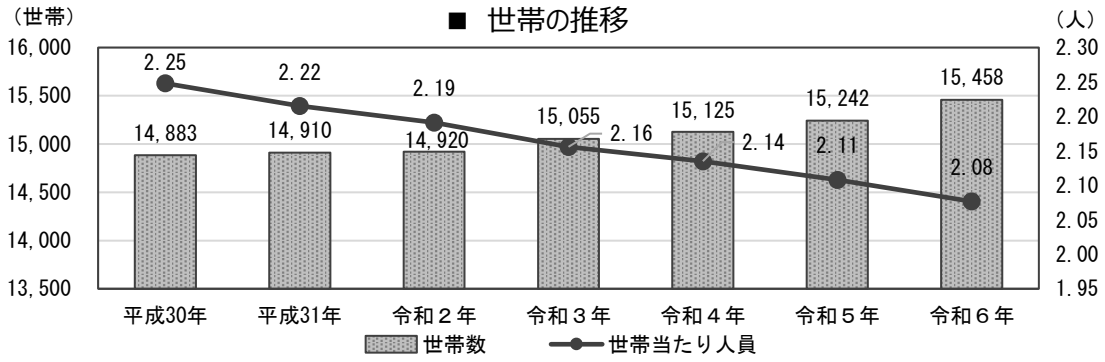

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

家族類型別世帯数の割合をみると、令和２年では単独世帯が30.3%と最も多く、次いで夫婦と子ども世帯が28.4%、夫婦のみ世帯が21.7%となっています。平成12年と比較すると、夫婦のみ世帯、ひとり親と子ども世帯及び単独世帯の割合は増加していますが、夫婦と子ども世帯の割合は減少しています。

また、６歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯は、いずれも減少傾向であり、令和２年では６歳未満の子どもがいる世帯が867世帯、18歳未満の子どもがいる世帯が2,017世帯となっており、６歳未満の子どもがいる世帯は、1,000世帯を下回っています。

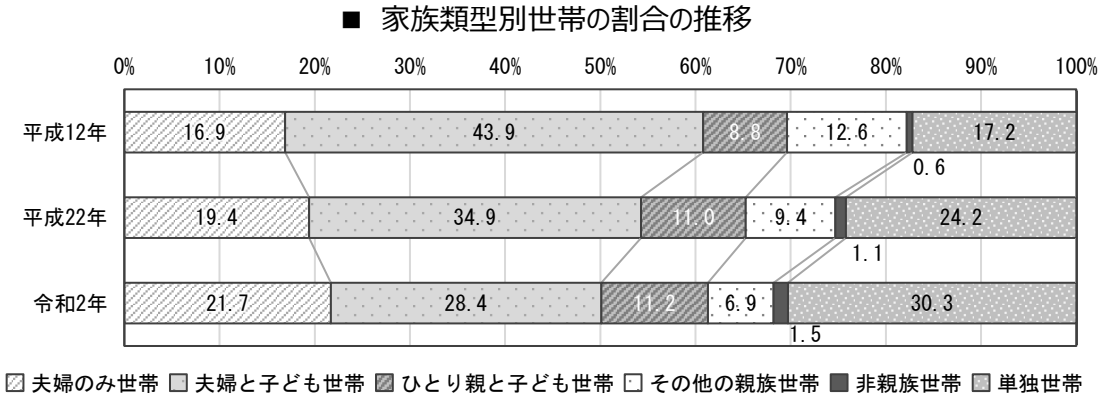

資料：国勢調査

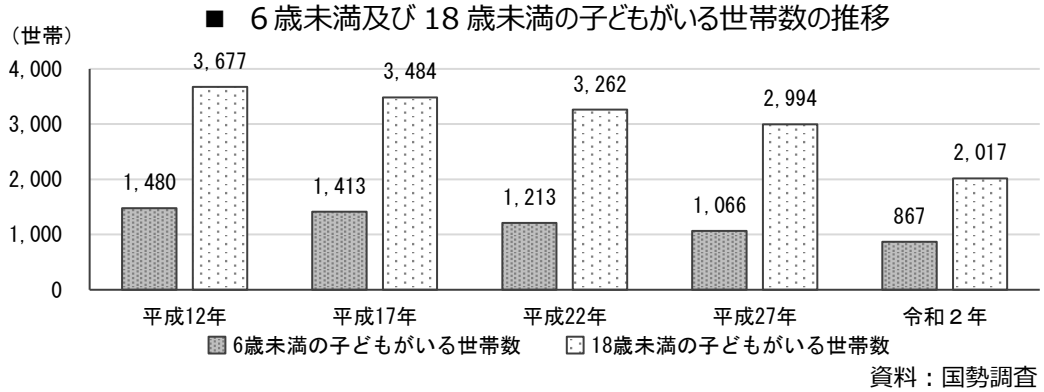

資料：国勢調査

2 少子化（出生）の状況

（１）出生数の推移

平成 27 年以降の出生数の推移をみると、平成 28 年以降から令和２年にかけて減少傾向でしたが、令和３年に一度増加したのち、令和４年からは再び減少しています。

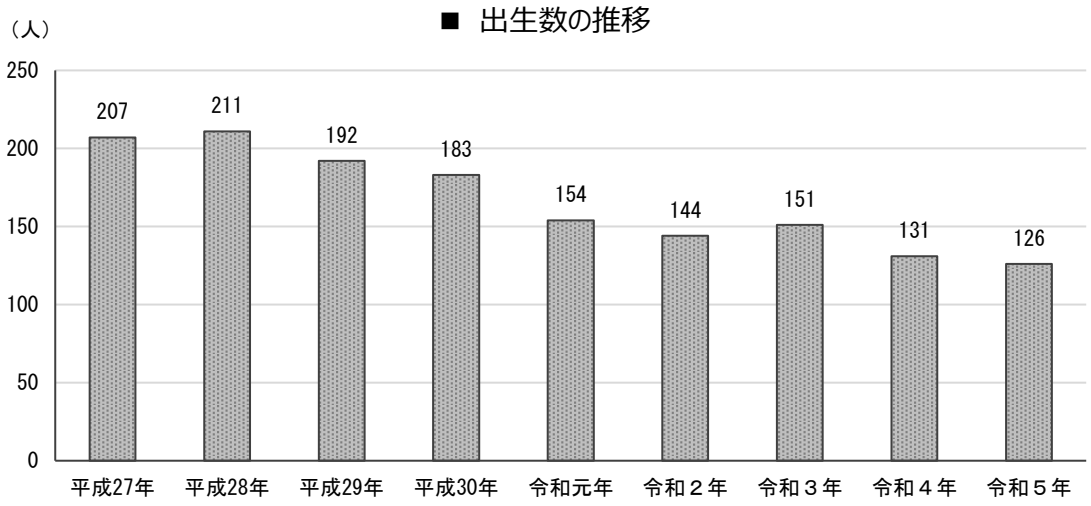

資料：人口動態統計

（２）出生率（人口千対比）の比較

東京都の出生率（人口千対比）を見ると、瑞穂町は区部、市部と比較して低くなっています。平成 30 年と比較すると、いずれも出生率は減少しています。

東京都の出生率（人口千対比）平成 30 年　　単位：‰

	東京都	区部	市部	郡部	瑞穂町
出生率	8.0	8.1	7.0	5.5	5.6

東京都の出生率（人口千対比）令和５年　　単位：‰

	東京都	区部	市部	郡部	瑞穂町
出生率	6.4	6.4	5.6	3.7	4.0

資料：人口動態統計

（３）合計特殊出生率（瑞穂町、東京都、国）

合計特殊出生率は、いずれも令和元年から令和２年にかけて減少傾向でしたが、瑞穂町では、令和３年に、一度1.09まで増加したのち、令和４年で再び減少しており、全国及び東京都と比較すると低くなっています。

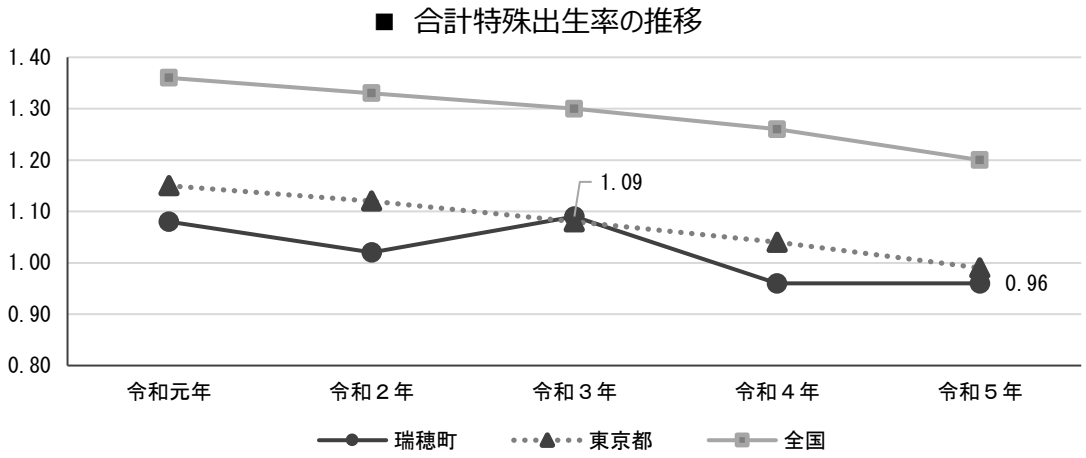

資料：人口動態統計

＊合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の出生率を合計したもので、１人の女性が一生の間に平均何人子どもを産むかを計算したものです。

3 子育て当事者、若者の就労の状況

（１）男女別就業状況

令和２年の就業率をみると、男性 59.5%、女性 45.2%となっており、女性より男性の方が高くなっています。平成 27 年と比べると男女ともにいずれも就業率は低下しています。

男女別就業率 平成 27 年　　単位：人

	総数（人）(A)	労働力人口（人）			就業率（%）(B/A)
		総数	就業者(B)	完全失業者	
男性	14,720	9,744	9,218	526	62.6
女性	14,416	6,821	6,581	240	45.7

男女別就業率 令和２年　　単位：人

	総数（人）(A)	労働力人口（人）			就業率（%）(B/A)
		総数	就業者(B)	完全失業者	
男性	14,119	8,861	8,405	456	59.5
女性	14,007	6,585	6,331	254	45.2

資料：国勢調査

（２）女性の年齢別就業率（瑞穂町・東京都）

東京都と比較した女性の就業率の推移をみると、50 歳～54 歳から減少傾向であり、65 歳～69 歳まで東京都を上回っていましたが、その後、東京都を下回っています。

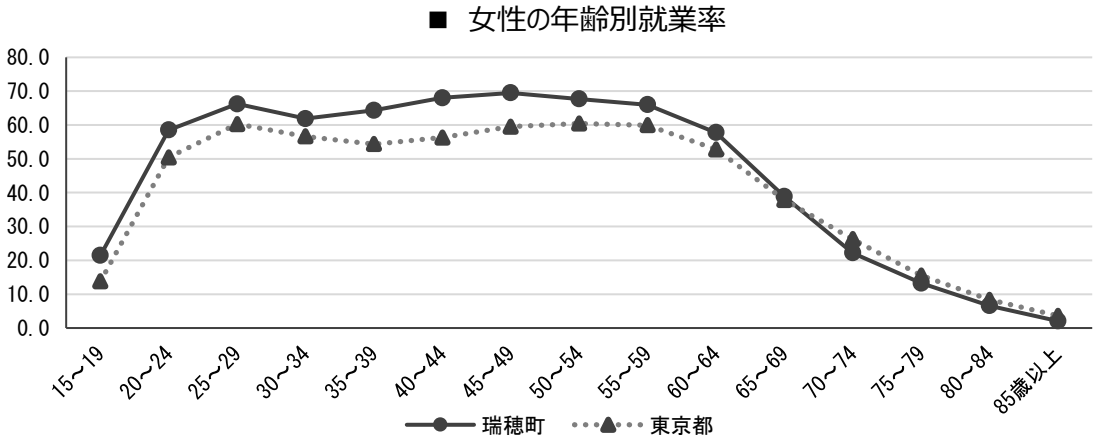

資料：国勢調査

4 教育・保育の状況

（１）子どもの推移・推計

町の乳幼児・児童の人口は減少傾向にあり、今後も減少し続けることが予測されています。

■ 乳幼児（０歳～５歳）の推移・推計

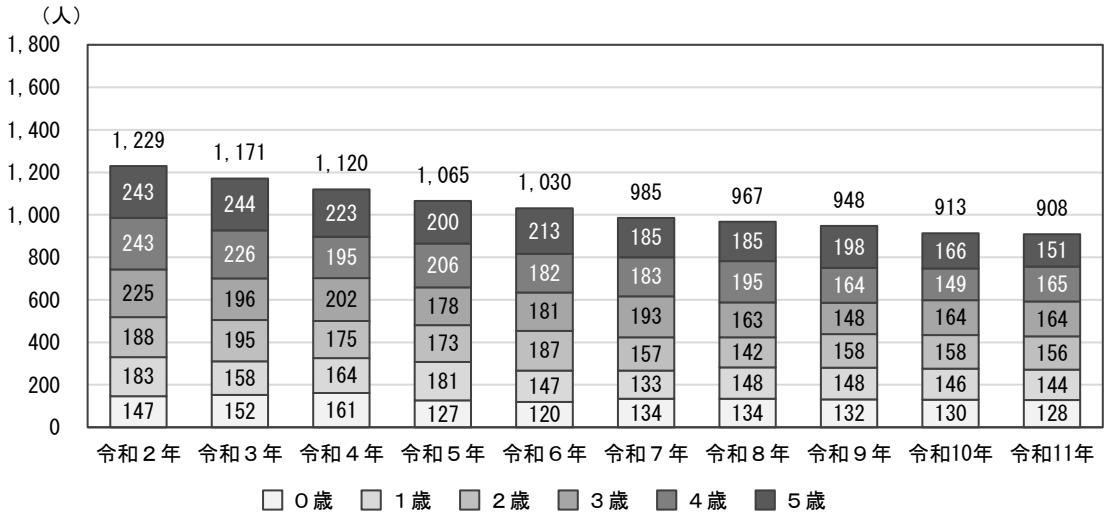

■ 児童（６歳～11 歳）の推移・推計

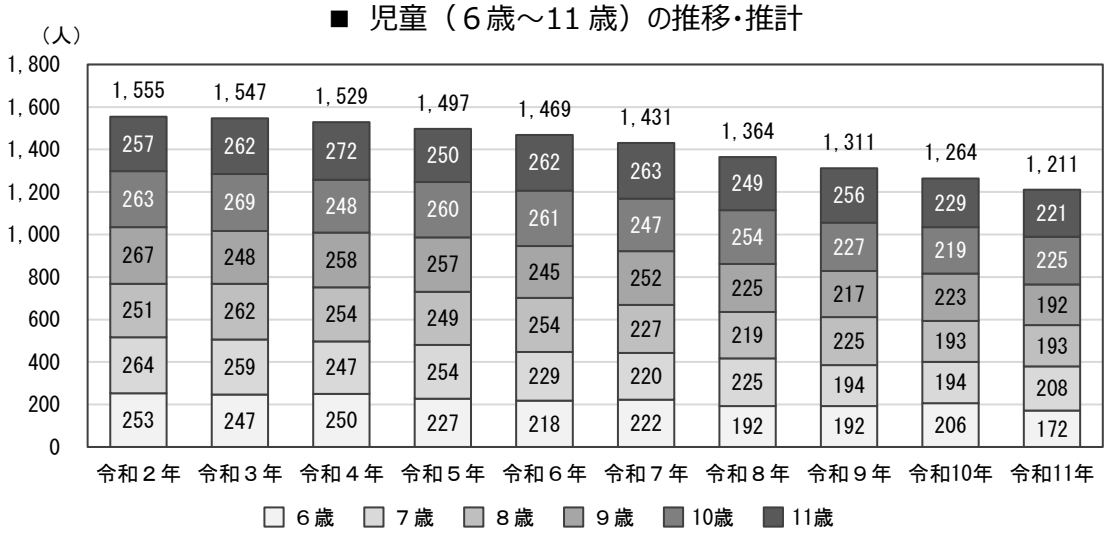

資料：住民基本台帳（各年４月１日）※推計は住民基本台帳をもとにコーホート要因法を用いて算定

（２）教育･保育事業の状況

①認可保育所の状況

町内には令和７年４月１日現在で９園の認可保育所があります。

各園では、延長保育や土曜日の保育、子育て支援事業等を実施しており、一時預かりも行っています。

■ 認可保育所の概要（令和７年４月１日現在）

名称	公立私立	延長保育	一時預かり	子育て支援事業	所在地	定員（人）	保育標準時間
石畑保育園	公	○	○	○	大字石畑 1837番地	110	午前７時 30 分～ 午後６時 30 分
むさしの保育園	公	○	○	○	むさし野一丁目 ５番地	99	午前７時 30 分～ 午後６時 30 分
東松原保育園	私	○	○	○	箱根ケ崎東松原 16 番地８	90	午前７時 30 分～ 午後６時 30 分
狭山保育園	私	○	○	○	大字駒形富士山 420 番地１	80	午前７時 30 分～ 午後６時 30 分
長岡保育園	私	○	○	○	長岡四丁目 11 番地 14	68	午前７時 30 分～ 午後６時 30 分
みずほひじり保育園	私	○	○	○	大字箱根ケ崎 2515 番地１	90	午前７時 30 分～ 午後６時 30 分
とのがや保育園	私	○	○	○	大字殿ケ谷 892 番地４	60	午前７時 30 分～ 午後６時 30 分
ぴよぴよ保育園	私	○	○	○	大字箱根ケ崎 363 番地１	36	午前７時 30 分～ 午後６時 30 分
南平保育園	私	○	○	○	南平二丁目 ３番地４	45	午前７時～午後６時

資料：瑞穂町

②認定こども園の状況

町内には令和７年４月１日現在で１園の認定こども園があります。

延長保育や土曜日の保育、子育て支援事業等を実施しており、一時預かりも行っています。

■ 認定こども園の概要（令和７年４月１日現在）

名称	公立私立	延長保育	一時預かり	子育て支援事業	所在地	定員（人）	保育標準時間
瑞穂のぞみこども園	私	○	○	○	大字箱根ケ崎2492 番地	74	午前７時 30 分～午後６時 30 分

資料：瑞穂町

③小規模保育事業所の状況

町内には令和７年４月１日現在で１園の小規模保育事業所があります。

延長保育や土曜日の保育等を実施しており、一時預かりも行っています。

■ 小規模保育事業所の概要（令和７年４月１日現在）

名称	公立私立	延長保育	一時預かり	子育て支援事業	所在地	定員（人）	保育標準時間
ゆめのもり保育園	私	○	○	×	大字箱根ケ崎2391 番地１	19	午前７時 30 分～午後６時 30 分

資料：瑞穂町

④幼稚園の状況

町内には令和７年４月１日現在で２園の私立幼稚園があります。

各園では、通常の開所時間のほかに、預かり保育や子育て支援事業等を実施しています。

■ 幼稚園の概要（令和７年４月１日現在）

名称	公立私立	預かり保育	一時預かり	子育て支援事業	所在地	定員（人）	教育時間
如意輪幼稚園	私	○	○	○	大字箱根ケ崎137番地	400	午前９時～午後２時
福正寺松濤幼稚園	私	○	×	○	大字殿ケ谷1127番地	15	午前９時 30 分～午後１時 30 分

資料：瑞穂町

⑤小・中学校の状況

町内には令和７年４月１日現在で小学校５校、中学校２校があります。

■ 小・中学校の概要

名称	所在地	通学区域
瑞穂第一小学校	大字箱根ケ崎 2287番地	西砂町、表東町、表上町、上仲町、旭町(ただし、石畑 2255 番地から東の地区を除く。)、東一丁目、西一丁目、二丁目、東三丁目、中三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目の区域
瑞穂第二小学校	大字長岡長谷部 250番地	長岡町、東長岡町、春日町、愛宕町、水俣町、西三丁目(ただし、箱根ケ崎東松原 13 番地 12 から南及び西南の地区を除く。)の区域
瑞穂第三小学校	大字二本木 670番地	二本木町、駒形町、高根町、富士山町、栗原町、松山町の区域
瑞穂第四小学校	箱根ケ崎西松原 ２番地１	西三丁目のうち箱根ケ崎東松原 13 番地 12 から南及び西南の地区、松原町、南平町、旭が丘、さかえ町、富士見町の区域
瑞穂第五小学校	大字殿ケ谷 1160番地	安住町、表町、仲町、中芝町、東砂町、丸町、神明町の区域、旭町のうち石畑 2255 番地から東の地区
瑞穂中学校	大字石畑 1961番地1	瑞穂第一小学校の通学区域 瑞穂第三小学校の通学区域 瑞穂第五小学校の通学区域
瑞穂第二中学校	大字箱根ケ崎 1172番地	瑞穂第二小学校の通学区域 瑞穂第四小学校の通学区域

資料：瑞穂町

■ 小学校の児童数及び中学校の生徒数の推移

名称	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
瑞穂第一小学校	378	379	388	361	358
瑞穂第二小学校	239	249	243	247	234
瑞穂第三小学校	278	290	287	304	286
瑞穂第四小学校	397	368	347	331	329
瑞穂第五小学校	229	221	225	218	214
瑞穂中学校	439	426	432	427	439
瑞穂第二中学校	345	319	317	317	300

資料：東京都教育委員会 「公立学校統計調査報告」

⑥学童保育クラブの状況

町内には令和７年４月１日現在で６か所の学童保育クラブがあります。

■ 学童保育クラブの概要（令和７年４月１日現在）

名称	小学校区	定員（人）
第一小学童保育クラブ	瑞穂一小学校	67
第二小学童保育クラブ	瑞穂二小学校	40
第三小学童保育クラブ	瑞穂三小学校	84
第四小学童保育クラブ	瑞穂四小学校	50
西松原学童保育クラブ	瑞穂四小学校	40
第五小学童保育クラブ	瑞穂五小学校	50

資料：瑞穂町

⑦放課後子ども教室の状況

町内には令和７年４月１日現在で５か所の放課後子ども教室があります。

■ 放課後子ども教室の概要（令和７年４月１日現在）

名称	学校名	種別	登録者数（人）
一小げんきっず	瑞穂第一小学校	校内交流型	126
二小放課後子ども教室	瑞穂第二小学校	連携型	103
三小さくらっこ	瑞穂第三小学校	校内交流型	186
四小放課後子ども教室	瑞穂第四小学校	連携型	126
五小放課後子ども教室	瑞穂第五小学校	校内交流型	51

※登録者数は令和６年 12 月現在

資料：瑞穂町

⑧高等学校の状況

町内には令和７年４月１日現在で１校の高等学校があります。

■ 高等学校の概要（令和７年４月１日現在）

名称	所在地
東京都立瑞穂農芸高等学校	大字石畑 2027 番地

資料：瑞穂町

■ 高等学校の生徒数の推移（全日制のみ）

科名	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
園芸科学科	106	107	106	100	96
畜産科学科	106	104	98	107	107
食品科	108	105	100	104	97
生活デザイン科	203	203	179	179	174

資料：東京都教育委員会「公立学校統計調査報告」

5 母子保健の状況

（１）妊娠届出（母子健康手帳交付）の推移

妊娠届出数は、減少傾向となっています。また、届出の適正な時期とされる 11 週以内の届出の割合は概ね 90%以上で推移しています。

■ 妊娠届出（母子健康手帳交付）の推移

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
総数（人）		169	151	143	144	126
妊娠週数（人）	0～11 週	154	140	128	135	115
	12～19 週	10	11	15	7	8
	20～27 週	4	0	0	1	3
	28 週以上	1	0	0	1	0
	分娩後	0	0	0	0	0
	不詳	0	0	0	0	0
11 週以内の届出率（%）		91.1	92.7	89.5	93.8	91.3

資料：瑞穂町

（２）妊婦健康診査等の状況

妊婦健康診査は、母子健康手帳交付時に配布する 14 回分の受診票により、受診費用の一部を公費で賄っています。妊婦の定期的な受診により、妊娠中の健康管理を行うもので、対象者１人当たり 14 回の延べ人数に対し、約８割の受診率となっています。

一方、妊婦歯科健康診査は、低い受診率が課題となっており、令和５年度から受診率の向上に向け、実施方法の変更に取り組みました。

また、新生児期の聴力異常の早期発見のため、新生児聴覚検査の受診費用に対し、公費負担を行っています。

■ 妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査及び新生児聴覚検査の状況

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
妊婦健康診査	対象者数（延べ人）	2,366	2,114	2,002	2,002	1,764
	受診者数（延べ人）	1,779	1,763	1,798	1,591	1,404
	受診率（%）	75.2	83.4	89.8	79.5	79.6
妊婦歯科健康診査	対象者数（延べ人）	169	151	143	144	126
	受診者数（延べ人）	33	4	12	15	30
	受診率（%）	19.5	2.6	8.4	10.4	23.8
新生児聴覚検査	受診者数（人）	158	156	149	144	129

資料：瑞穂町

（３）妊産婦訪問指導及び産後のメンタルヘルス等の状況

妊娠届出時の面談やアンケートなどの結果により、訪問による相談支援が必要な方を対象に妊婦訪問指導を行っています。また、妊娠期からの関わりにより、産後も継続して支援が必要とされた方には再度訪問指導を行っています。産婦訪問指導では、産後間もない家庭を訪問し、心身の健康状態を確認することで、必要な支援につなげています。訪問指導など、産後に何らかの支援が必要な人の割合はほぼ一定となっています。

■ 妊産婦訪問指導及び産婦結果の推移

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
妊婦訪問指導（実人数）		10	11	13	5	8
産婦訪問指導（実人数）		160	164	154	131	127
産後のメンタルヘルス等質問票実施状況	実施人数（人）	153	154	142	123	123
	要支援者人数（人）	40	45	34	35	35
	要支援率（%）	26.1	29.2	23.9	28.5	28.5
	EPDS ９点以上（人）	19	19	19	10	15
	割合（%）	12.4	12.3	13.4	8.1	12.2

資料：瑞穂町

（４）新生児訪問等の状況

こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）では、保健師又は助産師が全ての家庭を訪問し、お母さんや赤ちゃんの健康状態の確認や、様々な相談に応じるなどのケアを行います。さらにケアが必要と判断された場合は、産後ケア事業などにつなげるなど、母子保健・児童福祉の両機能が一体となって、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行っています。

■ 新生児訪問、未熟児訪問及び産後ケア事業の推移

			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
新生児訪問（乳児家庭全戸訪問含む）		対象者数（人）	154	144	151	131	123
		訪問件数	131	140	139	96	107
		割合（%）	85.1	97.2	92.1	73.3	87.0
未熟児訪問（乳児家庭全戸訪問含む）		訪問件数（人）	8	11	10	25	12
乳児家庭全戸訪問		訪問件数（人）	154	164	156	136	129
産後ケア	訪問	利用者数（人）	6	13	7	4	8
		延べ利用件数（件）	17	69	32	22	26
	デイケア	利用者数（人）	5	2	3	4	5
		延べ利用件数（件）	10	4	10	7	8
	お泊りケア	利用者数（人）	0	1	2	1	6
		延べ利用件数（件）	0	4	10	3	7

資料：瑞穂町

（５）乳幼児健康診査の推移

乳幼児健康診査はほとんどの方が受診し、受診率はほぼ一定の割合となっています。

■ 乳幼児健康診査の推移

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
３～４か月児健康診査	受診者数（人）	152	153	149	139	129
	受診率（%）	98.7	98.7	100.7	95.9	98.5
６～７か月児健康診査	受診者数（人）	158	136	144	137	129
	受診率（%）	102.6	87.7	97.3	94.5	98.5
９～10 か月児健康診査	受診者数（人）	160	136	143	152	112
	受診率（%）	103.9	87.7	96.6	104.8	85.5
１歳６か月児健康診査	受診者数（人）	181	183	162	144	165
	受診率（%）	92.8	99.5	100.0	94.1	100.6
３歳児健康診査	受診者数（人）	233	189	186	189	172
	受診率（%）	99.6	95.5	96.9	101.6	95.6

資料：瑞穂町

※表中の受診者数は、当該年度に受診した乳幼児の人数であり、前年度の対象者が年度を越えて受診する場合も含まれています。そのため、受診者数が当該年度の対象者数を上回る場合は、受診率が 100%を超えることになります。

（例）Ａさん　令和４年 12 月受診対象者が令和５年４月に受診　→　令和５年度の受診者に計上

Ｂさん　令和５年　４ 月受診対象者が令和５年６月に受診　→　令和５年度の受診者に計上

Ｃさん　令和５年 12 月受診対象者が令和６年４月に受診　→　令和６年度の受診者に計上

（６）幼児歯科健康診査の推移

幼児歯科健康診査は、子どもの年齢が上がるにつれ受診率が下がる傾向にあります。

■ 幼児歯科健康診査の推移

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
２歳児歯科健康診査	受診者数（人）	120	中止	93	87	77
	受診率（%）	63.5		54.4	51.5	42.5
	う歯有病率（%）	2.5		1.1	0.0	0.0
２歳６か月児歯科健康診査	受診者数（人）	112		96	88	76
	受診率（%）	58.0		49.2	48.6	46.9
	う歯有病率（%）	2.7		5.2	2.3	1.3
３歳６か月児歯科健康診査	受診者数（人）	93		57	66	60
	受診率（%）	48.4		30.0	31.9	32.8
	う歯有病率（%）	10.8		7.0	9.1	13.3
４歳児歯科健康診査	受診者数（人）	88		62	48	52
	受診率（%）	44.0		31.6	24.4	28.1
	う歯有病率（%）	14.8		8.1	10.4	9.6

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止　　資料：瑞穂町

（７）マタニティクラスの状況

安心して出産や子育てを行うことができるように、お母さんと赤ちゃんの健康と子育てについて学ぶ機会として、「マタニティクラス」があります。父親の参加者数は母親の参加者数と比較すると、低く推移していますが、年々参加率は高くなっています。

■ マタニティクラスの参加状況

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
マタニティクラス	実施回数（回）	13	11	16	16	16
	対象者数（人）	48	47	52	47	36
	母親の参加者数（人）	29	28	26	26	21
	参加率（%）	60.4	59.6	50.0	55.3	58.3
	父親の参加者数（人）	11	14	14	16	15
	参加率（%）	22.9	29.8	26.9	34.0	41.7

資料：瑞穂町

6 子どもの貧困、児童虐待の状況

（１）子どもの貧困率

全国の相対的貧困率は、令和３年は15.4%となっており、子どもの貧困率をみると、令和３年には11.5%となっています。

また、子どもがいる現役世帯では、大人が２人以上の世帯よりも大人が1人の貧困率が多くなっています。

■ 子どもの貧困率（全国）

	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年	平成 30 年（旧基準）	平成 30 年（新基準）	令和３年
相対的貧困率	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5

資料：国民生活基礎調査

■ 子どもがいる現役世帯の貧困率（全国）

		平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年	平成 30 年（旧基準）	平成 30 年（新基準）	令和３年
子どもがいる現役世帯		12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
	大人が１人	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
	大人が２人以上	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

資料：国民生活基礎調査

（２）生活保護の被保護世帯の状況

町の生活保護世帯数は、一定の割合で推移しています。

生活保護世帯のうち、約５％の世帯で教育扶助の支給を受けています。

■ 被生活保護世帯等の推移

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
被保護世帯数（世帯）	529	550	546	537
被保護人員（人）	763	789	766	755
保護率（‰）	23.5	24.8	24.3	24.1

資料：東京都福祉局・保健医療局「福祉・衛生統計年報」

■ 扶助の種類別被保護世帯数及び被保護人員（令和４年度）

	生活扶助	住居扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
被保護世帯数（世帯）	442	456	27	128	488	-	17	2
被保護人員（人）	623	642	47	129	653	-	21	2

資料：東京都福祉局・保健医療局「福祉・衛生統計年報」

（３）児童虐待の状況

町における児童虐待対応件数は増加傾向にあり、中でも心理的虐待（言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう等）の件数が最も多くなっています。

また、東京都の児童虐待相談種別でも、心理的虐待が最も多くなっています。

■ 児童虐待相談種別対応件数

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
身体的虐待	28	11	23	25	30
心理的虐待	36	28	32	66	66
ネグレクト	18	4	27	21	41
性的虐待	0	3	1	2	1
総数	82	46	83	114	138

資料：瑞穂町

■ 児童虐待相談種別対応件数の推移（東京都）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体的虐待	7,386	7,505	7,185	4,229
心理的虐待	11,395	15,124	15,946	12,723
ネグレクト	2,733	2,896	2,736	2,238
性的虐待	145	211	180	155
総数	21,659	25,736	26,047	19,345

資料：厚生労働省 「福祉行政報告例」

7 生活実態調査結果の概要

（１）調査の実施目的

令和６年７月～8月にかけて、町内の小学生・中学生、小学生・中学生保護者、16歳・17歳及び18歳～39歳を対象としたアンケートによる生活実態調査を実施しました。この調査は、こども基本法が令和５年４月１日に施行されたことに伴い、本計画の基礎資料として、子どもの意見や町の現状と今後の課題を把握することを目的として行いました。

（２）調査実施概要

本調査の実施概要は、以下のとおりです。

＜調査対象者＞

調査の種類	対象者
小学生・中学生	町内の小学５年生・中学２年生
小学生・中学生保護者	小学５年生・中学２年生の保護者
16 歳・17 歳	町内在住の 16 歳・17 歳
18 歳～39 歳	町内在住の 18 歳～39 歳のうち 1,000 人を無作為抽出

＜調査実施期間及び方法＞

調査の種類	調査期間	調査方法
小学生・中学生	令和６年７月 12 日～８月　２ 日	学校による配布・回収
小学生・中学生保護者	令和６年７月 26 日～８月 16 日	郵送配布・郵送回収
16 歳・17 歳		
18 歳～39 歳		

※なお、調査票には二次元コードを添付し、Web による回答も可能とした。

＜回収結果＞

調査の種類	調査票配布数	有効回収数		有効回収率
			うち Web	
小学生・中学生	507	325	22	64.1%
小学生・中学生保護者	489	150	27	30.7%
16 歳・17 歳	285	72	18	25.3%
18 歳～39 歳	1,000	166	48	16.6%

（３）調査結果のまとめ

実施した調査のうち、こども大綱に関連があると考えられる調査結果は以下のとおりです。

①「こどもの権利」についての認知度

こどもの権利に関する認知度について、「詳しく知っている」と「少し知っている」を足した割合でみると、16歳・17歳が最も多い一方、小・中学生の認知度が最も低くなっていることから、子どもへの周知・啓発活動をさらに充実していく必要があります。

■ 「こどもの権利」についての認知度（小・中学生）

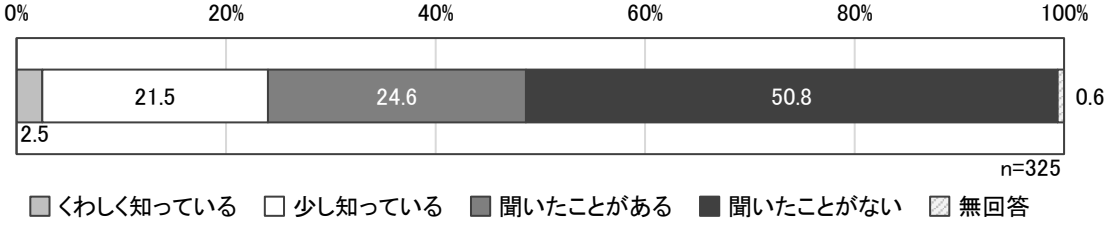

■ 「こどもの権利」についての認知度（小・中保護者）

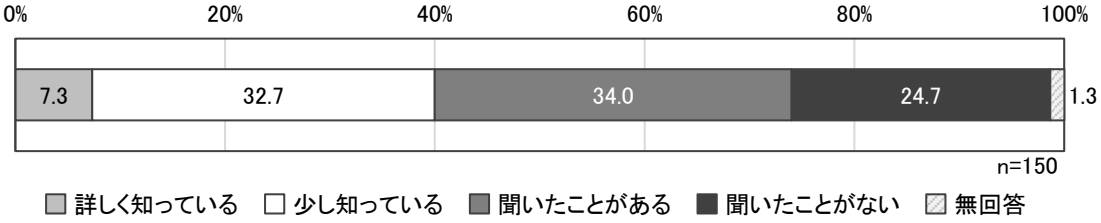

■ 「こどもの権利」についての認知度（16 歳・17 歳）

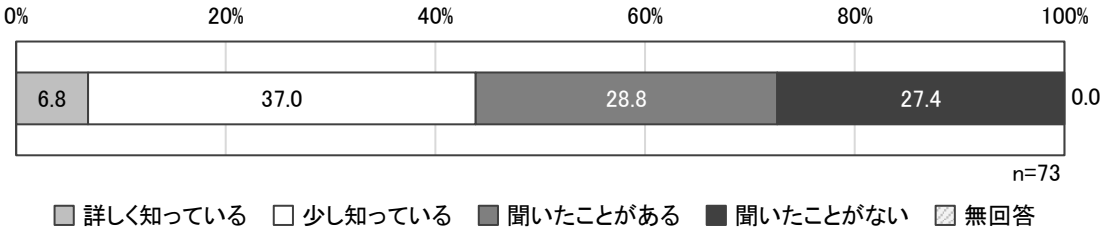

■ 「こどもの権利」についての認知度（18 歳～39 歳）

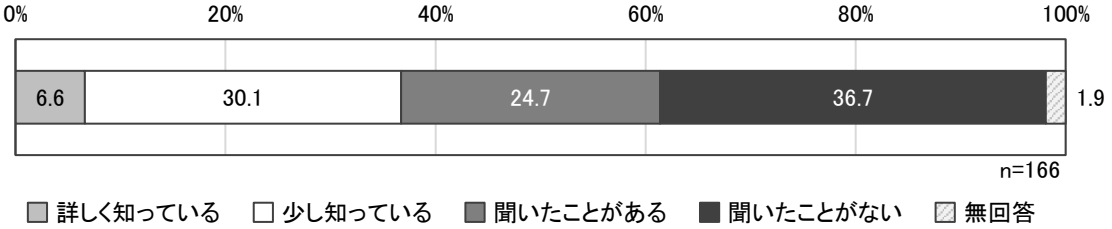

②遊びや体験のニーズ

遊びや体験のニーズとして、小・中学生では「生き物とふれあう場所」、16歳・17歳では「買い物ができる場所」がそれぞれ最も多く挙げられています。また、共通して「大きなスポーツ施設」も多く挙げられています。様々な機会や多様な手段を用いて、町内の生き物や自然と触れ合うことができる場所を提供していくとともに、既存公園の適切な維持管理も含め、子どもたちが自然やスポーツを楽しむことができる魅力ある公園づくりを進めていくことが重要です。

■ 遊びや体験のニーズ（小・中学生）

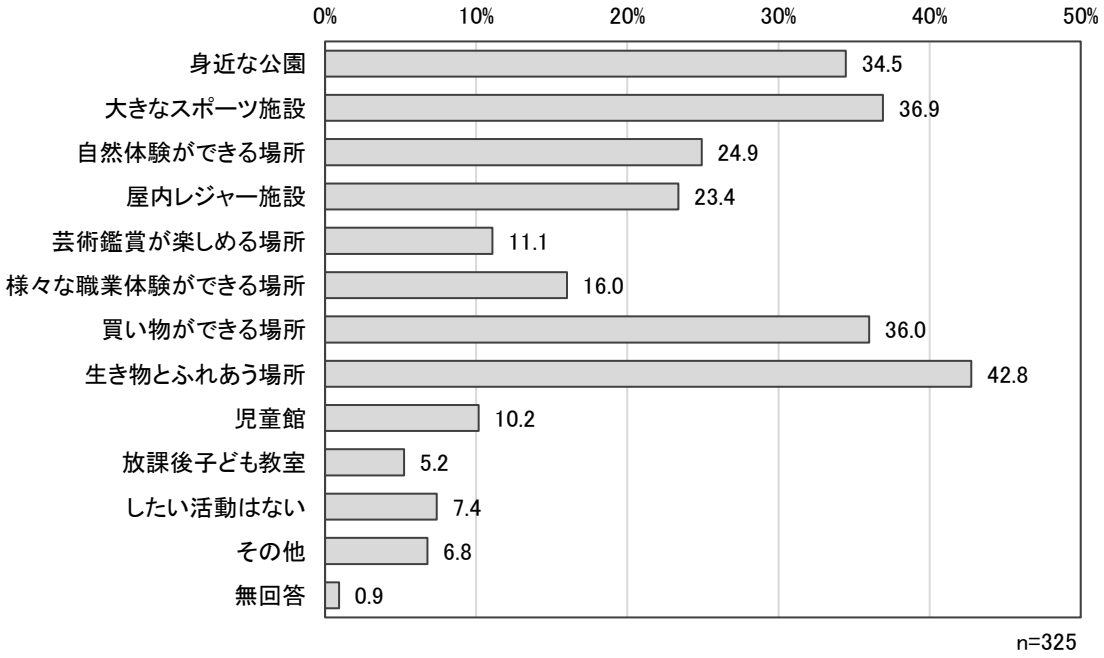

■ 遊びや体験のニーズ（16 歳・17 歳）

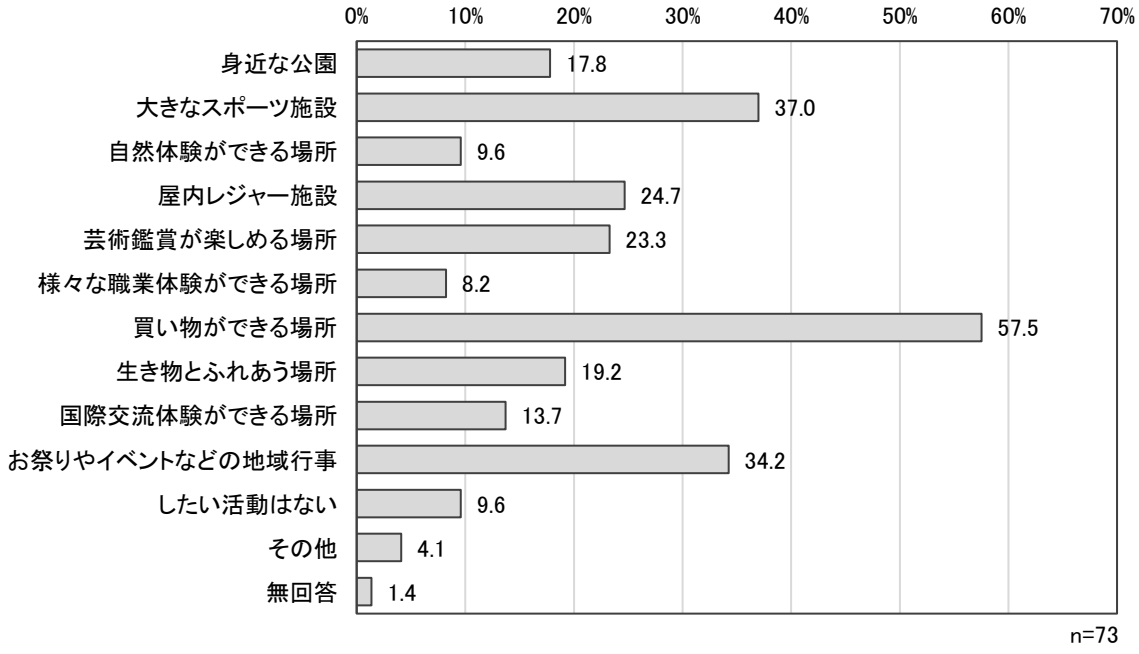

③子どもの親同士の交流の機会

子どもの親同士の交流の機会については、経験したことがある方が半数を超えており、特に、小・中学生の保護者では６割を超えています。また、親同士の交流の機会を通じて、「子育てに必要な知識や意欲が高まった」と回答された方はいずれも７割を超えている一方、小・中学生保護者で「地域とつながりを持ちながら、子育てができるようになった」と回答された方は約４割にとどまっています。

子育て世帯が地域とつながり合うことで、お互いの子育ての知恵や経験の共有や、困った際に周囲に手助けを求めるなど、子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るきっかけづくりとなることも考えられます。

そのため、より地域内のつながりを広げていけるような交流の機会を増やすことで、安心して子育てができる地域づくりにつなげていくことも必要です。

■ 子どもの親同士の交流の機会　経験状況（小・中保護者）

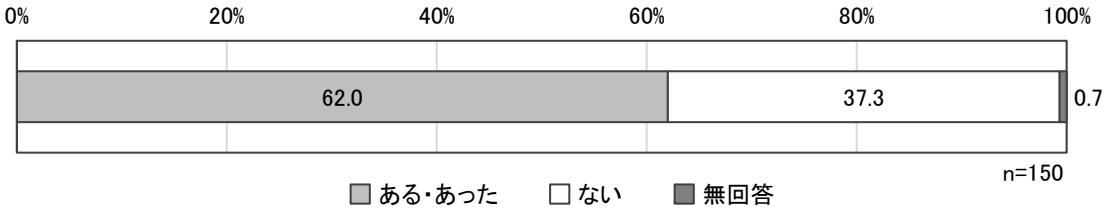

■ 子どもの親同士の交流の機会　経験状況（18 歳～39 歳）

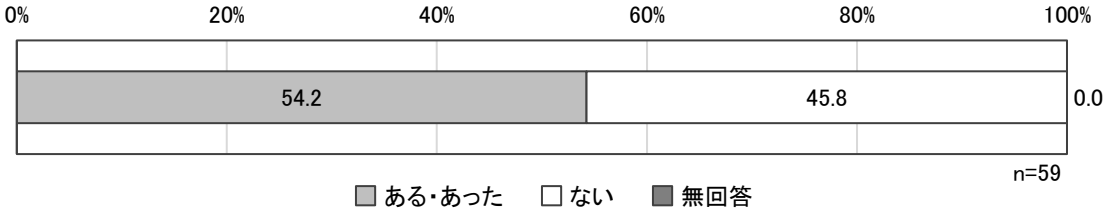

■ 親同士の交流の機会を通じて、「子育てに必要な知識や意欲が高まった」割合（小・中保護者）

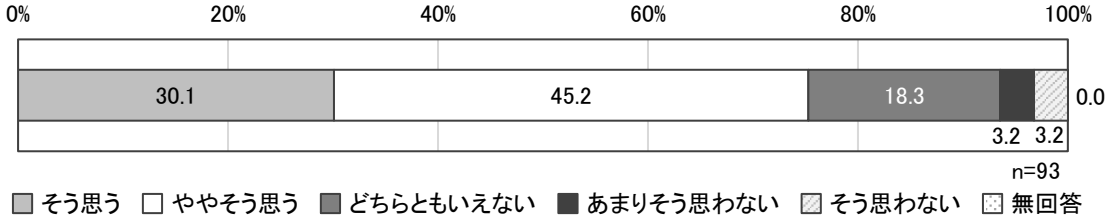

■ 親同士の交流の機会を通じて、「子育てに必要な知識や意欲が高まった」割合（18 歳～39 歳）

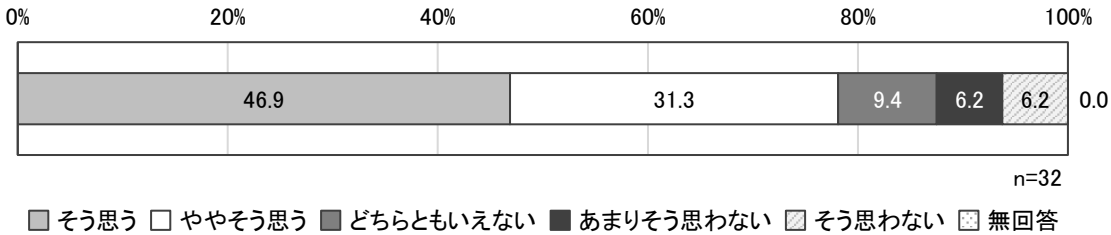

■ 親同士の交流の機会を通じて、「地域とつながりを持ちながら、子育てができるようになった」割合

（小・中保護者）

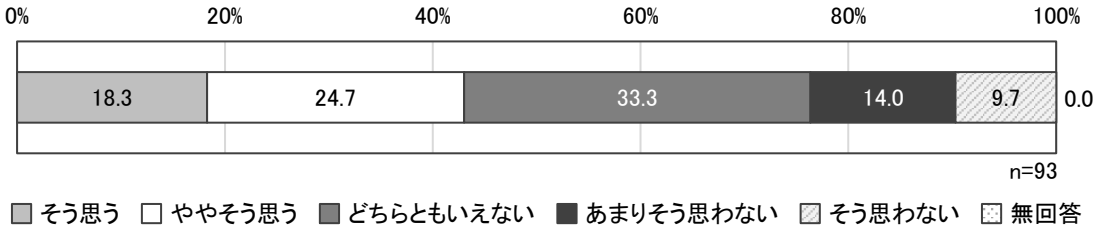

■ 親同士の交流の機会を通じて、「地域とつながりを持ちながら、子育てができるようになった」割合

（18 歳～39 歳）

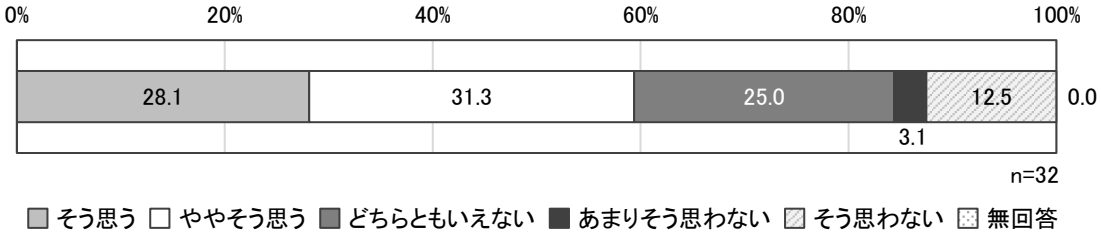

④ 1 日当たりの読書時間について

読書時間については、小・中学生及び16歳・17歳のいずれにおいても「まったくしない」が最も多くなっています。

読書は、教養や知識を身につけるだけでなく、想像力豊かな人間性を育むことにもつながります。そのため、学校教育などと連携した読書機会の充実や、読書の重要性や楽しみなどを広める啓発活動を推進するなど、子どもたちが読書に触れる機会づくりに取り組んでいくことが重要です。

■ 1 日当たりの読書時間（小・中学生）

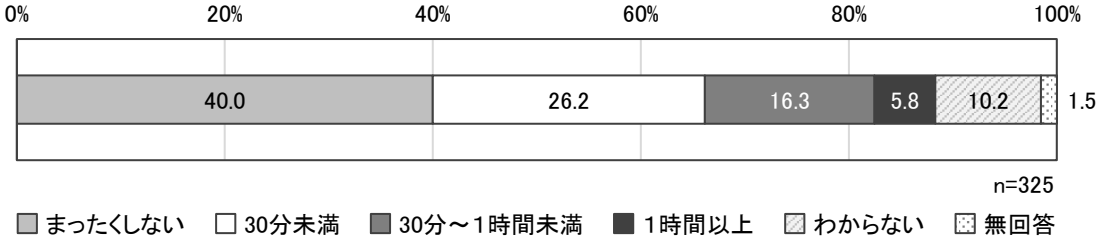

■ 1 日当たりの読書時間（16 歳・17 歳）

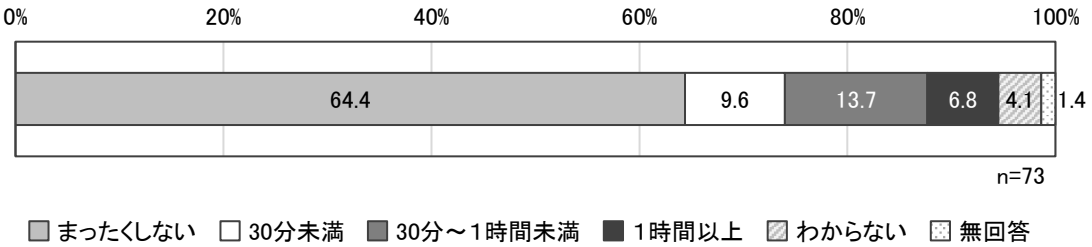

⑤将来の進学希望について

将来の進学希望について、小・中学生では「わからない」を除き、「大学またはそれ以上」を希望している割合が約３割、16 歳・17 歳では大学に進学を希望している割合が６割以上を占めています。

一方で、両親がいる家庭とひとり親家庭の世帯別で小・中学生の進学希望を比較すると、「高校まで」と回答された割合は、ひとり親家庭の子どもで回答割合が高くなっています。

教育は、全ての子どもにとって差別されることなく平等に教授されるべきものであり、町に住む全ての子どもたちが希望する進学ができるよう、関係機関と連携した多様な教育支援に取り組んでいくことが重要です。

■ 将来の進学希望　全体（小・中学生）

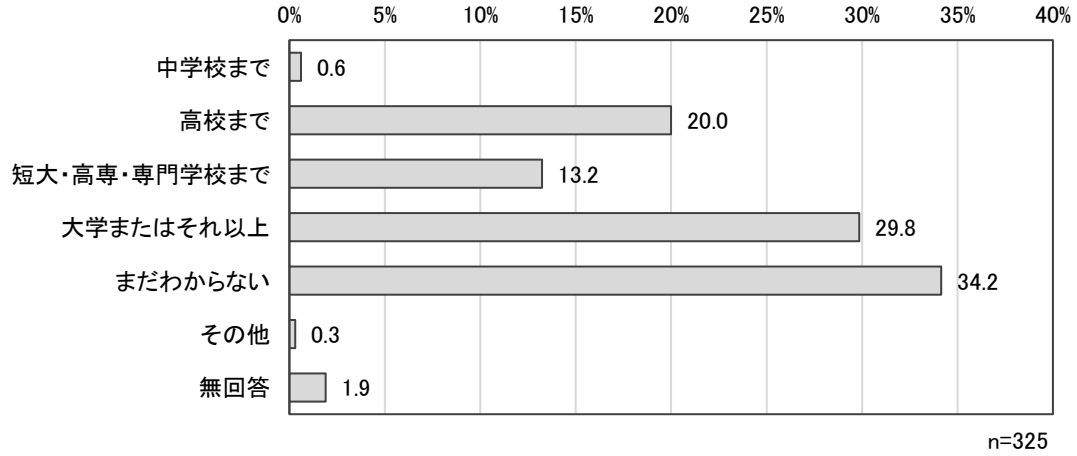

■ 将来の進学希望（16 歳・17 歳）

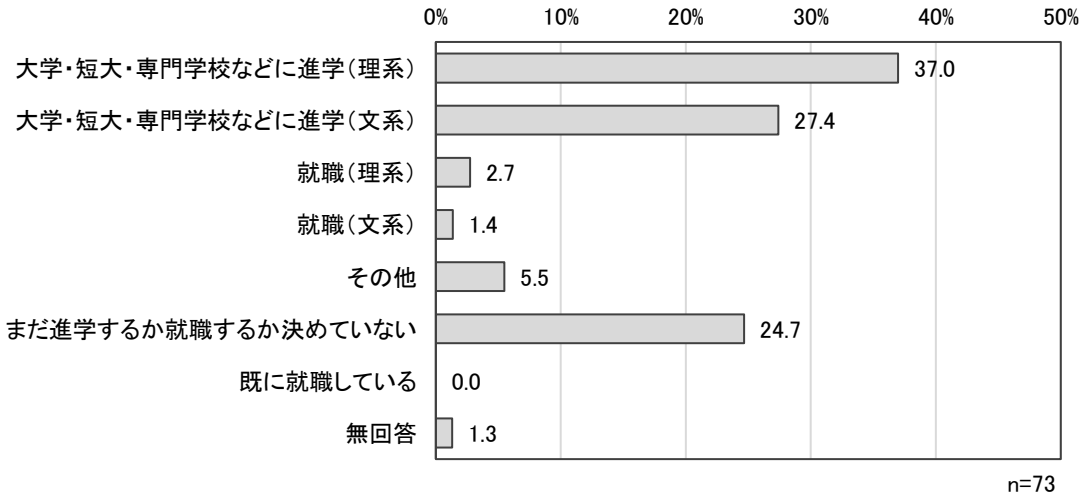

■ 将来の進学希望　世帯別（小・中学生）

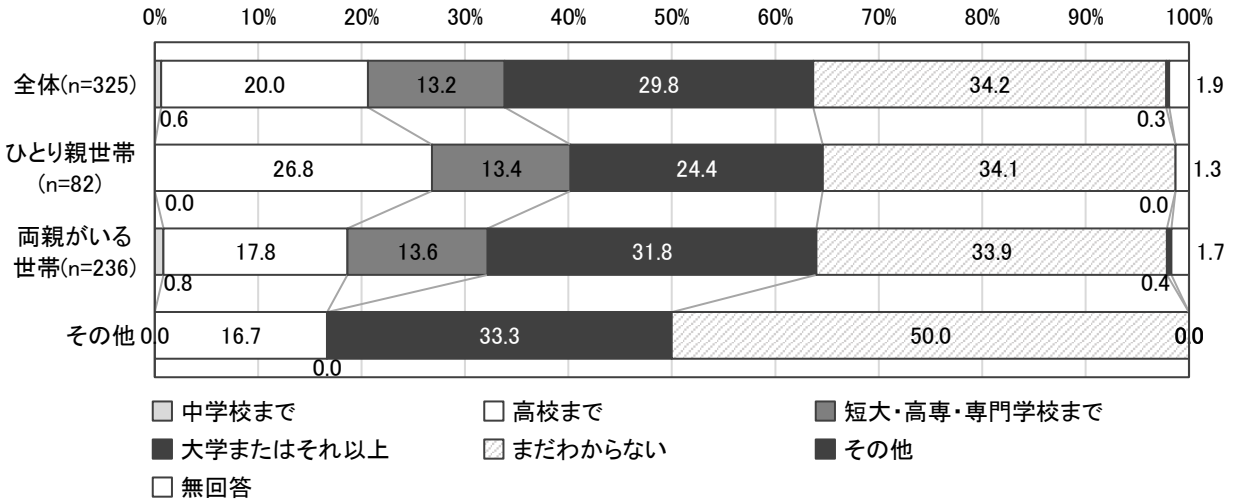

⑥性暴力を受けた場合の対応などについて

性暴力を受けた際に、声を上げられるかわからないと回答された方が多く、また、各相談窓口についても「知らない」と回答されている方が多くなっています。

令和５年に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律が施行され、性犯罪に関する規定が大幅に見直されるなど、性暴力・性犯罪に対する社会的背景も変化する中、地域の子どもたちの誰もが性暴力や性犯罪に巻き込まれないよう、啓発活動を通じた個人及び社会の意識の変革と、性暴力・性犯罪にあった際の相談体制や切れ目のない地域支援の充実を図るなど、地域全体で子どもたちを守る体制づくりを進めることが重要です。

■ 性的暴力や性的ハラスメントを受けた時、声をあげられるかについて（16 歳・17 歳）

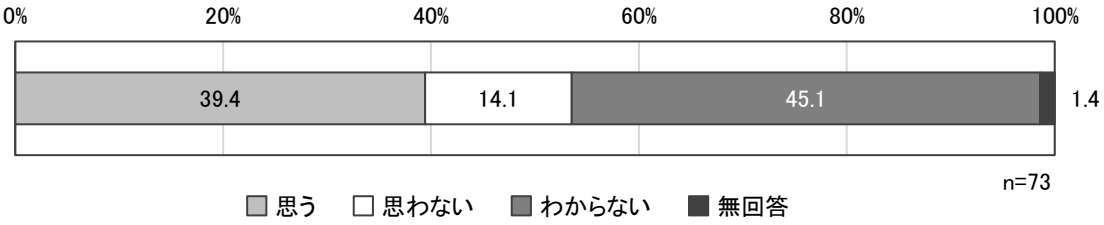

■ 各相談窓口の周知状況（16 歳・17 歳）

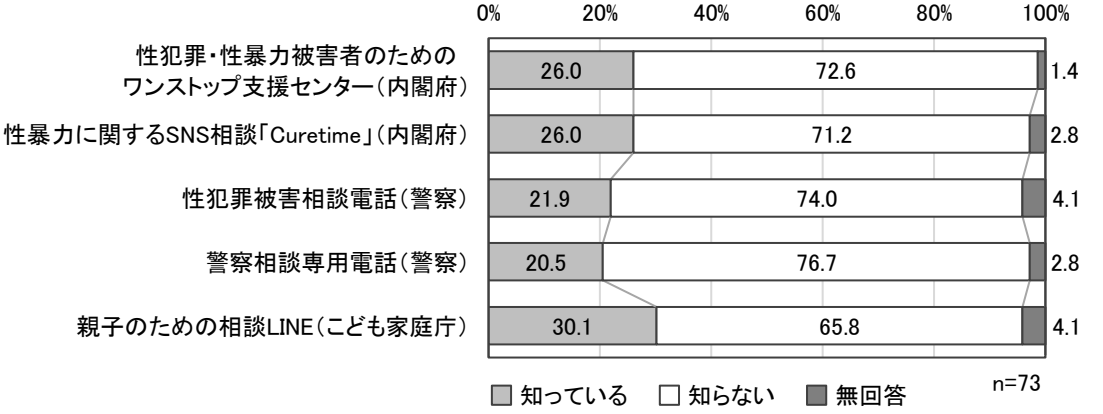

8 子どもの意見聴取結果

（１）意見聴取の目的

町では、多くの子どもや若者が集まる「瑞穂町こどもフェスティバル」及び「瑞穂町産業まつり」の会場に意見を反映できる機会を設け、意見聴取を実施しました。調査実施概要については、次のとおりです。

（２）調査実施概要

＜瑞穂町こどもフェスティバル＞

○実施日：令和６年 10 月 20 日（日曜日）

○対象者：「瑞穂町こどもフェスティバル」の来場者（未就学児～高校生）

＜瑞穂町産業まつり＞

○実施日：令和６年 11 月９日（土曜日）　11 月 10 日（日曜日）

○対象者：「瑞穂町産業まつり」の来場者（未就学児～高校生）

（３）調査結果

＜回答者の構成比＞

回答者の属性は、こどもフェスティバルでは、小学生が 64.5%と最も多く、次いで未就学児が 26.4%、中学生が 7.9%となっています。

産業まつりでは、小学生が 60.3%と最も多く、次いで未就学児が 16.1%、中学生が 14.2%となっています。

■ 回答者の構成比（瑞穂町こどもフェスティバル）　■ 回答者の構成比（瑞穂町産業まつり）

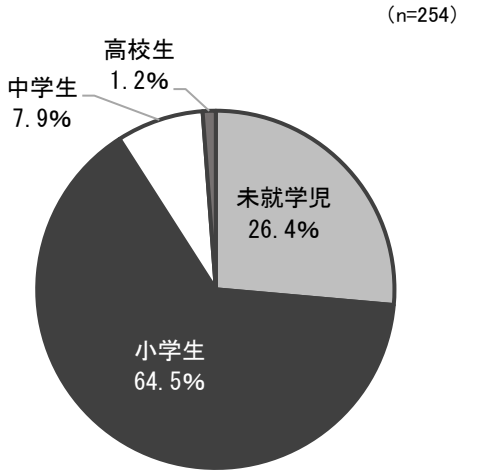

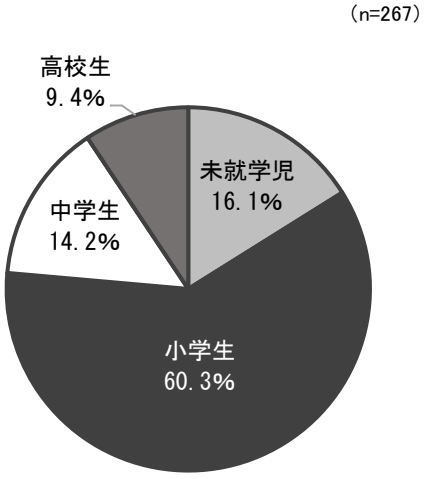

①瑞穂町のいいところを教えて！

『瑞穂町のいいところを教えて！』については、こどもフェスティバルでは、「楽しいイベントがあるところ」が 45.7%と最も多く、次いで「自然がいっぱいあるところ」が 30.7%、「遊べる場所があるところ」が 23.6%となっています。

産業まつりでは、「自然がいっぱいあるところ」が 43.5%と最も多く、次いで「楽しいイベントがあるところ」が 37.8%、「遊べる場所があるところ」が 18.7%となっています。

■ 回答結果（瑞穂町こどもフェスティバル）

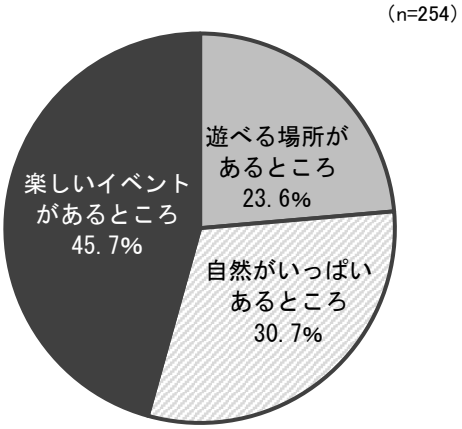

■ 回答結果（瑞穂町産業まつり）

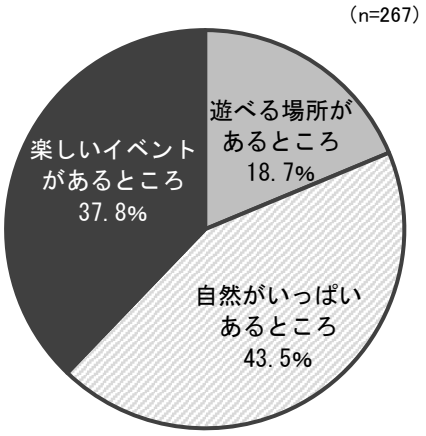

②もし、あなたが瑞穂町の町長になったらどんなまちにしたい？

『もし、あなたが瑞穂町の町長になったらどんなまちにしたい？』については、こどもフェスティバルでは、「安全・安心に暮らせるまち」が42.4%と最も多く、次いで「家族で楽しむことができるまち」が35.1%、「モノレールをいかした、にぎわいのあるまち」が22.5%となっています。

産業まつりでは、「家族で楽しむことができるまち」が 40.7%と最も多く、次いで「安全・安心に暮らせるまち」が 34.1%、「モノレールをいかした、にぎわいのあるまち」が 25.2%となっています。

■ 回答結果（瑞穂町こどもフェスティバル）

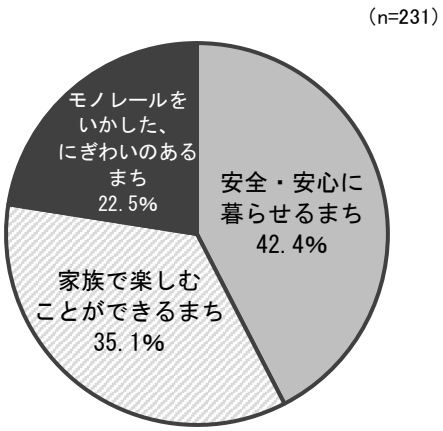

■ 回答結果（瑞穂町産業まつり）

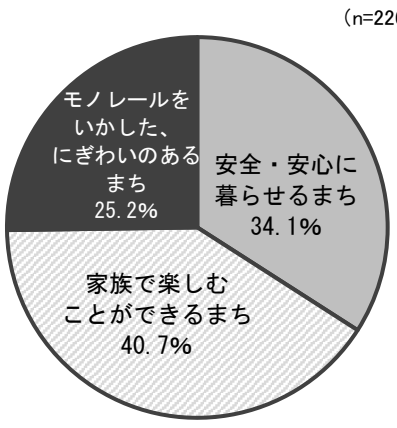

（４）意見聴取から得られた成果

今回の瑞穂町こどもフェスティバルで実施した子どもの意見聴取では、254人の子どもたちに、瑞穂町産業まつりでは、267人の方にご協力をいただき、子どもたちの考えや要望、またその保護者の思いについて把握する貴重な機会となりました。

『瑞穂町のいいところを教えて！』について、こどもフェスティバルでは、「楽しいイベントがあるところ」、産業まつりでは、「自然がいっぱいあるところ」がそれぞれ最も多く挙げられ、この結果から楽しいイベントと自然豊かなところが子どもたちにとって大きな魅力であり、町の良さを感じる要素の１つであることがわかりました。

『もし、あなたが瑞穂町の町長になったら、どんなまちにしたい？』について、こどもフェスティバルでは、「安全・安心に暮らせるまち」、産業まつりでは、「家族で楽しむことができるまち」がそれぞれ最も多く挙げられ、会場に遊びに来た子どもたちが瑞穂町の将来について意識してくれるきっかけとなりました。

今後も、様々な機会を通じて子どもたちの意見聴取の場を持つとともに、子どもたちの意見を町の各計画に反映していくことが求められます。

第３章
計画の基本的な考え方

Ⅰ 基本理念

こども基本法及びこども大綱では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が掲げられています。

この「こどもまんなか社会」とは、子どもや若者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考え、全ての子どもが権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、地域全体で後押しすることを目標とするものです。

町では、令和２年３月に第２期計画を策定し、「すべての子どもの健やかな成長を 地域で支えあえるまち みずほ」を基本理念に掲げ、子ども支援、子育て支援に係る各施策を進めてきました。

しかしながら、子ども人口は減少し続けており、また、出生数をみても、区部や市部と比べて低い水準にあります。

そのため、本計画では、これまでの子ども・子育てに関する取組を継承しながら、若者も含めた全ての子どもを対象に、より一層の子ども・子育て世帯に対する支援に加え、若者支援の充実を図ることで、子ども人口の減少に歯止めをかけると同時に、全ての子ども・若者、子育て世帯にとって幸せに暮らせるまちづくりを目指していきます。

以上のことから、本計画の基本理念を以下のとおり掲げ、子ども・若者、子育て世帯に対する地域課題の解決を目指します。

■ 基本理念

子どもや若者、子育て世帯が幸せになれるまち みずほ

2 基本目標

基本理念を実現するために、以下の３つの基本目標を掲げます。

基本目標１　子ども・若者のための地域づくり

町では、これまで、子どもたちの健やかな成長と生きる力を育成するため、学校教育環境の整備や学校・地域における居場所づくりを推進するなど、地域コミュニティ全体で子どもたちを育てる環境づくりを進めてきました。

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、こうした取組を通じて、子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力をいかすことができるようになることが重要となります。

そのため、地域全体として、子ども・若者が権利の主体であることの共通認識を持ちながら、これまでの取組をさらに推進するとともに、子どもや若者の意見を取り入れ、子ども・若者を主体とした地域づくりを進めていきます。

基本目標２　子育て世帯のための環境づくり

「こどもまんなか社会」の実現にむけては、子ども・若者のみならず、子育て世帯の幸福を追求していくことも重要な視点となります。

町では、働く女性の割合が約半数であることなどから、これまでワーク・ライフ・バランスや、教育・保育サービスの充実に努めてきました。待機児童は解消されているものの、延長保育や預かり保育など、多様な保育サービスの提供が求められています。

こうしたことから、今後は、これまで以上に子育て世帯の意見を十分取り入れながら、真に求められる子育て支援サービスを追求し、選択と集中のもと、子育て世帯が安全・安心・幸せに子育てができる環境づくりを進めていきます。

基本目標３　支援が必要な子ども・若者、子育て世帯のための地域づくり

複雑化する社会的背景をもとに、児童虐待、ひとり親家庭、障がい児等、支援が必要な子どもや家庭は年々増加傾向となっています。

町では、これまでも支援が必要な子どもや家庭に対して、児童虐待、ひとり親家庭、障がい児等、それぞれの視点に立ち、地域全体で守り・支え合う体制づくりを進めてきました。

子どもや子育て世帯において困難な状況が続くことは、子どもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。

そのため、これまでの取組をもとに、さらに良好な成育環境を確保し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長でき、全ての子育て世帯が幸せな状態で暮らせる地域づくりを進めていきます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
子どもや若者、子育て世帯が幸せになれるまち　みずほ	基本目標１ 子ども・若者のための地域づくり	【基本施策１】子ども・若者の権利に関する理解の促進と権利侵害の防止
		【基本施策２】子ども・若者の意見表明と参画機会の促進
		【基本施策３】子どもの生きる力を育成する学校教育環境の整備
		【基本施策４】子ども・若者の居場所づくり
		【基本施策５】子ども・若者を取り巻く有害環境への対応の推進
	基本目標２ 子育て世帯のための環境づくり	【基本施策１】地域の子育て世帯の支援
		【基本施策２】地域と協働で進める子育て支援のコミュニティづくり
		【基本施策３】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
		【基本施策４】母子健康づくりの推進
		【基本施策５】子育てを支援する環境づくり
	基本目標３ 支援が必要な子ども・若者、子育て世帯のための地域づくり	【基本施策１】困難に直面する子ども・若者への支援
		【基本施策２】生活に困難を抱える子育て世帯への支援
		【基本施策３】障がいのある子どものための施策の充実

	主な取組	
	①	子ども・若者の権利の普及啓発
	②	子ども・若者の権利を「知る」機会の充実
	③	子ども・若者の権利侵害の防止
	①	子ども・若者の意見表明と参画機会の促進
	②	子ども・若者の活動・社会参画の確保
	①	豊かな心と健やかな体の育成
	②	学校教育の充実
	③	思春期保健等の充実
	①	子どもの居場所の充実
	②	若者の居場所の充実
	①	子ども・若者を有害環境から保護するための活動の推進
	②	子ども・若者を犯罪から守るための活動の推進
	③	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	①	総合的な子育て支援サービスの展開
	②	保育サービスの充実
	③	在宅の子育て支援サービスの充実
	④	児童手当の給付
	①	地域との連携と人材活用
	②	地域交流の推進
	①	仕事と家庭が両立しやすい就労環境づくりの推進
	②	女性の就労支援
	①	疾病予防・保健対策の推進
	②	食育の推進
	③	医療等の支援
	①	子育てを支援するユニバーサルデザインのまちづくり
	②	公園・緑地の環境整備
	①	子どもの虐待防止
	②	いじめ、不登校等困難に直面する子ども・若者への支援
	③	困難や生きづらさに直面する若者への支援
	①	ひとり親家庭等への支援
	②	生活困窮家庭への支援
	①	障がいのある子どもと保護者への支援
	②	保育、学習援助と機会の保障

第４章
施策の展開

Ⅰ 基本目標Ⅰ 子ども・若者のための地域づくり

【基本施策１】子ども・若者の権利に関する理解の促進と権利侵害の防止

①子ども・若者の権利の普及啓発

子どもや若者の権利が侵害されるケースは依然として存在し、特に社会的弱者である子どもたちは、適切な保護と支援が必要です。子ども・若者の基本的な権利についての理解を深め、権利侵害を未然に防ぐために、子どもとその関係者に対して、普及啓発活動を強化します。

No	施策	内容	担当部署
1	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに合わせた普及啓発	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに合わせ、児童虐待に関するパンフレットや、ポスターなどを活用した普及啓発を行います。	子ども家庭センター課
2	子どもの権利保障普及啓発の実施	小・中学校全校で人権教育推進委員を中心に、人権教育の充実を図ります。	教育指導課
3	小・中学生と町政を話し合う会（みずほ小・中学生議会）	未来を担う子どもたちの新鮮な想い、町政に対する要望・提案等を聞き、今後のまちづくりの施策に反映するとともに、地域社会の一員として町政へ参画してもらう機会を作ります。	企画政策課

②子ども・若者の権利を「知る」機会の充実

子どもや若者が自身の権利について理解し、尊重されることは、健全な成長と発展のために不可欠です。町では、学校と連携し、子ども・若者に対して権利を「知る」機会を提供し、権利意識を高めていくために、自身の権利について学ぶことができる取組を目指します。

No	施策	内容	担当部署
1	「子どもの権利」に関する学習機会の充実	教育支援室いぶきを設置し、児童・生徒の居場所を確保し、学習の補充指導等を行います。	教育指導課
2	「子どもの権利」に関わる取組	子どもの権利について、児童・生徒が知る機会を設けるとともに、人権作文等で自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実します。	協働推進課 教育指導課
3	「子どもの権利」に関する講座の実施	妊娠・出産・子育て期の様々な機会を捉え、保育施設や学校等と連携を図りながら、子どもの権利に関する講座を実施します。	子育て応援課 子ども家庭センター課

③子ども・若者の権利侵害の防止

子どもや若者の権利が侵害されることは、健全な成長に重大な影響を及ぼします。

町では、これらの権利侵害を防止するための相談体制を設け、様々な取組を通じて、子ども・若者の権利侵害を防止し、安心して成長できる環境を整えていきます。

No	施策	内容	担当部署
1	子どもの権利救済機関との連携	子どもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて、権利侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、子どもの権利の侵害からの速やかな救済及び子どもの権利の保障を図ります。 また、相談しやすい環境や雰囲気づくりを行うとともに、SNS を活用した相談や、切手不要のはがき・手紙による相談など、子どもが相談しやすい環境を整えます。	子育て応援課 子ども家庭センター課 関係各課
2	相談員の配置	いじめ・不登校・問題行動等に早期に対応するため、スクールカウンセラー、家庭と子供の支援員、町専任相談員等と連携し、児童・生徒が相談しやすい環境づくりに努めます。	教育指導課

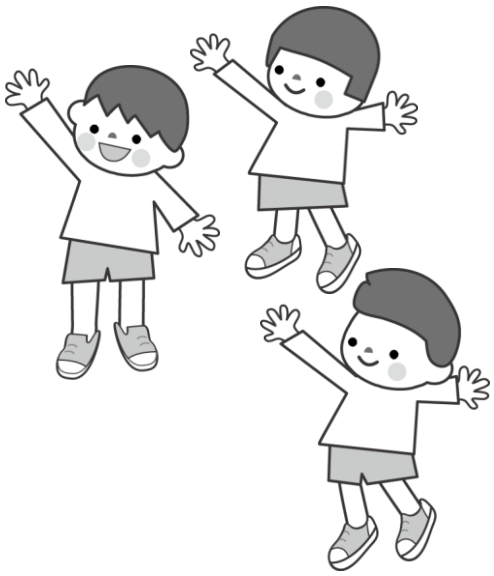

【基本施策２】子ども・若者の意見表明と参画機会の促進

①子ども・若者の意見表明と参画機会の促進

子どもや若者が自分の意見を自由に表明し、社会の中で積極的に参加することは、自身の成長につながるため、非常に重要です。社会の中で様々な経験を積むことで、子どもたちが自己肯定感を持ち、将来の社会を担う主体としての意識を育むことができます。

町では、子どもたちが積極的に意見を表明し、社会に参画する機会を得るための具体的な取組を新たに実施します。

No	施策	内容	担当部署
1	町政運営における子どもの意見聴取の推進	町政運営において、対面、アンケート、オンラインなど幅広い方法を活用して子どもの意見を聴取します。	子育て応援課 関係各課
2	子ども・若者が意見表明できる場の提供	青少年の主張等、自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実します。	社会教育課
3	子ども向けの情報発信	子どもに関する情報について、子ども向けの掲示物の作成や、町ホームページで分かりやすく発信したりするなど、町政運営において子ども向けの情報提供・情報発信を行い、子どもの参加を促進します。	デジタル推進課 子育て応援課 子ども家庭センター課 関係各課

②子ども・若者の活動・社会参画の確保

若者が社会に積極的に関与すること、そして自らの意見を表明し、行動する機会を提供することは、地域社会の発展にとって重要です。また、子どもたちが早い段階から社会参画を経験することは、彼らの自己肯定感やコミュニケーション能力の向上にも寄与します。町では、若者が積極的に活動し、社会に参画するための取組を推進します。

No	施策	内容	担当部署
1	施設運営における子どもの参画の推進	子どもが日常的に利用する児童館、学童保育クラブなどの施設において、運営に関して子どもが様々な方法で意見を出せる機会を作ります。	子育て応援課
2	海外留学奨学資金等支給制度の利用促進	制度を通じて、青少年の海外留学への支援をします。子ども・若者が国籍、言語、文化などの違いを越えて共生し、国際的視野に立った人材の発掘・育成を図ります。	企画政策課

【基本施策３】子どもの生きる力を育成する学校教育環境の整備

① 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちは、核家族化や親子のライフスタイルが変化するなか、地域との関わりが希薄になりつつありますが、子ども・子育て支援の問題に地域全体で向き合うことのできる地域づくりを目指します。

子どもが悩みを相談することができる窓口や機関、人材の充実を図るため、地域と学校、家庭や関係機関が有機的に連携しサポートできる体制を整備することで、子どもの豊かな心と体の育成を促進できるよう推進します。

これから親になっていく世代が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児等とふれあう機会を確保していきます。

No	施策	内容	担当部署
1	教育相談等の充実	児童・生徒が抱える多様な困難に対応するため、学校、スクールカウンセラー、町専任相談員、各関係機関等が連携し、相談体制の充実を図ります。	教育指導課
2	健康教育の推進	健康診断や子どもの心と身体の健康を保持・増進するための健康教育を実施するとともに、発達段階に応じてより良い食習慣の確立が図れるように給食センターと連携して食育を進めます。	学校教育課 教育指導課
3	中学生・高校生と乳幼児等との交流促進	乳幼児の育ち方や子育てについて学んだり、乳幼児と関わったりする体験ができる機会を設けます。	教育指導課 社会教育課
4	豊かな体験活動の推進	子どもの豊かな人間性や社会性を育むために、様々な体験活動を推進します。	教育指導課 社会教育課
5	人権教育の充実	発達段階に応じた指導計画に基づき、全教育活動を通じて、人権課題に対する正しい知識・理解を深め、あらゆる偏見や差別意識の解消を図るための教育を推進します。また、人権擁護委員と連携し、人権教室を実施します。	協働推進課 教育指導課
6	喫煙・飲酒・薬物と健康被害	保健事業や学校教育を通じて、喫煙や、受動喫煙による健康への被害に関する正しい知識や、節度ある飲酒について普及・啓発に努めます。薬物乱用について、生徒や保護者等に対し、その危険性を訴えていきます。また、ポスターや標語の掲示を通じて薬物の危険性の啓発に取り組みます。	健康課 教育指導課
7	道徳教育の充実	特別の教科道徳を要とし、全教育活動を通じて、生命を大切にする心や自他共に思いやる心、規範意識を育む教育を推進します。	教育指導課

No	施策	内容	担当部署
8	SOS の出し方（自殺の防止）に関する教育の推進	いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画に掲げる各施策を推進していきます。 学校では、東京都が作成した資料を活用し、対象学年を決めて、SOS の出し方に関する指導を実施します。悩みを抱えた場合の相談方法を、全児童・生徒へ繰り返し説明します。学校以外の相談機関は、町の相談室をはじめ、町内外の様々な窓口を、児童・生徒、保護者に周知します。	健康課 教育指導課
9	人権教育を基盤にした生活指導の推進	人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすための人権教育を推進するとともに、いのちを大切にする心や自他ともに思いやる心、規範意識を育む道徳教育を行います。 また、インターネットなどの利用により、いじめなどのトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、児童・生徒と保護者がともに情報モラルについて学ぶ機会を設定するなど、児童・生徒の発達段階に応じた指導を行います。いじめは人権侵害であり、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こる可能性があるとの認識のもと、学校教育活動全体を通じて指導の徹底を図ります。	教育指導課
10	社会の持続的な発展をけん引する力とグローバルに活躍する人材を育成	瑞穂町の自然や文化、歴史、地域産業を学び、誇りを持って町の未来を築く力を養うことを目指します。日本や国際社会に貢献できる児童・生徒を育成するために、情報活用能力や英語力の向上、論理的なコミュニケーション能力の育成に取り組みます。	教育指導課
11	こどもフェスティバル等の事業機会の提供	青少年が主体的に、地域や社会と交流できる場を提供し、これからの社会を創造する青少年の豊かな人間性、社会性を育みます。	社会教育課
12	生涯学習センター等における活動環境の充実及び居場所づくり	生涯学習推進計画を推進し、住民やグループが、広く学べるよう活動環境の充実を図ります。図書館では、住民との協働でおはなしの会等の読書活動を推進し、自分の居場所と感じられる交流の場を創出します。	社会教育課 図書館

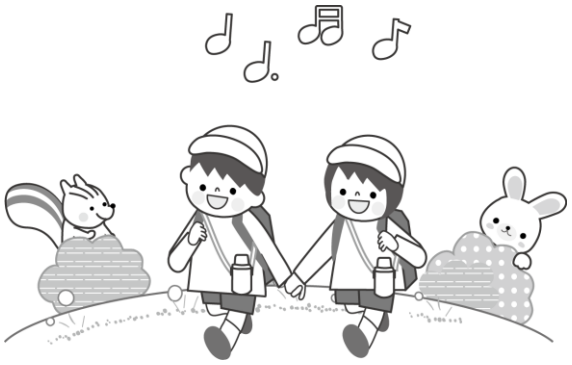

②学校教育の充実

各学校では、学校運営連絡協議会等を設置し、学校運営や教育課程の改善に取り組んでいます。

不登校児童・生徒の居場所として「教育支援室いぶき」を開設し、学校復帰や将来の社会的自立に向けた支援を行っています。

地域に開かれた学校運営や不登校対策の充実を図ります。

No	施策	内容	担当部署
1	学校運営連絡協議会等の充実	学校運営連絡協議会は、学校運営の改善に資することを目的として各学校に設置され、学校の経営や運営、教育課程の改善に向けた取組への助言や支援を行います。 保護者や地域住民の参画を得て学校運営の改善等を図り、社会全体で子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。	教育指導課
2	地域との連携	ふるさと学習「みずほ学」を通じて、学校と地域がつながりを深め、学校のニーズに応じて、地域住民が学校の教育活動を支援する仕組づくりを推進します。	教育指導課
3	不登校児童・生徒への支援	教育支援室では、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。また、校長の要請に基づき、教育支援室指導員による学習指導を実施します。 教育相談室の専任相談員との連携を図りながら、心のケアについても指導・助言を行います。 家庭と子供の支援員の活用や学校と関係機関との連携強化のもと、学校復帰や社会的自立に向けた取組を推進します。	教育指導課
4	全ての児童・生徒に学力の育成	学力調査を実施し、経年変化を把握することで、授業改善の視点を明らかにします。学校では、習熟度別指導の充実とともに、校内研究会等で効果的な指導方法を研究します。	教育指導課
5	健康的に生活できる力の育成	体力や技能の程度、性別や障がいの有無にかかわらず共に学ぶ体育活動や交流活動を通じて、児童・生徒がより運動に親しみ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図ります。 また、給食センターと連携して児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通じて地産地消や地域の産業、文化への理解を深めるために、学校給食などを活用した食育を推進します。	学校教育課 教育指導課

No	施策	内容	担当部署
6	安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全に生活する力の育成	学校の施設・設備を定期的に点検し安全を図るとともに、中長期的な視点で計画的な改修に努めます。また、教育現場における ICT 機器の整備・更新を順次進めていきます。さらに、学校での安全教育の充実を図るとともに、通学路の安全対策の強化に努めます。	安全・安心課 建設課 学校教育課 関係各課
7	快適なトイレや空調設備の整備の推進	学校の施設・設備を定期的に点検し安全を図るとともに、定期的なサイクルで補修・更新します。また、施設維持の効率化を図るとともに、改修施設においては郷土の学校、郷土を愛する観点から、美術的な視点や瑞穂町を想起するようなデザインを取り入れていくことも検討します。あわせて、断層直下型の被災地になることを想定し、防災・避難所開設の拠点の視点にも立って施設・設備の改善に努め、平時も災害時も快適な空間を目指します。	学校教育課
8	ICT 環境の計画的な整備の推進	瑞穂町 ICT 教育施設整備計画に基づき、ICT 機器の整備・更新を順次進めてきました。ハード面だけではなく、教員を支援するソフト面でも実行に努めます。あわせて、セキュリティ対策も強化していきます。	学校教育課
9	GIGA スクール構想の推進	一人１台の学習用タブレットを活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ります。	学校教育課 教育指導課

③思春期保健等の充実

思春期は、子どもが大人へと成長する大切な過程で、心も身体も大きく変化する時期です。また、変化に伴い様々な悩みや不安を抱く時期でもあります。

学校教育を通じて、幅広い知識の啓発と指導の充実に努めます。

No	施策	内容	担当部署
1	思春期保健等の充実	各教科等を通じて、生命の大切さ、性に関する正しい知識、喫煙や薬物乱用等による健康への影響などを学びます。 児童・生徒が、多様な情報から選択し、正しい知識を身に付けられるよう、健康教育、保健指導の充実を図ります。	教育指導課

【基本施策４】子ども・若者の居場所づくり

①子どもの居場所の充実

子どもに安全で安心して過ごせる居場所を提供することは、健全な成長にとって重要です。子どもたちを地域社会全体で支え、非行防止や学習支援、交流の機会を増やし、子どもたちが多様な経験を積むことができる場を整える必要があります。

子どもたちが自主的に活動し、多様な経験を積む機会を提供することで、健全な成長を支援します。

No	施策	内容	担当部署
1	学校関係者等と連携した非行防止、学習支援	児童・生徒の非行防止に向け保護司等が学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援します。また、東京都と連携して、学習支援事業及び居場所づくりに取り組みます。	安全・安心課 福祉課 教育指導課
2	児童館の運営	乳幼児から 18 歳までの子どもの居場所や交流等の機会を提供します。また、地域の見守りや子育て関連団体のネットワーク支援を行います。 児童館では、乳幼児と保護者を対象とした「子育て支援事業」と、「就学児向け事業」を実施しています。 「子育て支援事業」は、月齢ごとに７クラスと年間６～７回程度の教室を実施し、乳幼児には遊びを、保護者には交流の場を提供しています。また「仲良しフリータイム」と題して、子育てに関する不安や悩みを、保護者同士や児童館指導員と共有しながら、気軽に話せる場も設けています。 「就学児向け事業」は、創作・実験、料理などの各種教室や、季節行事・イベント、スポーツなど、楽しい遊びや企画を提供しています。 また、児童館から離れた地域の乳幼児と保護者、及び就学児が気軽に参加できるように、武蔵野・元狭山・長岡の各コミュニティセンターにおいて、定期的に「移動児童館」を実施しています。 あわせて、町内小・中学校の長期休業中には、各コミュニティセンターで「期間限定移動児童館」を実施し、子どもたちのための居場所として、健やかな育成を見守っていきます。	子育て応援課
3	子どもの読書活動の推進	図書館では、幼児から小学３年生くらいまでを対象とする「おはなしの会」、乳幼児を対象とする読み聞かせ「おはなし　こぱんだ」、保健センターでの育児相談時の絵本の「読み聞かせ」のほか、乳幼児から高校生を対象とした「良書案内」ポスターの作成等を行います。 また、子どものリクエストに応え、図書館資料の充実を図ります。	図書館

No	施策	内容	担当部署
4	ブックスタート事業の推進	乳児（３～４か月）健診時に来所した全ての乳児を対象に絵本を配布し、読み聞かせデモンストレーションを実施します。	子ども家庭センター課
5	郷土資料館の活用	郷土資料館内には、狭山丘陵をはじめ、生まれ育った町の歴史等、様々な展示がされています。これらを体験することによって、実際に自然や歴史に触れるきっかけ作りを行うとともに、郷土を愛する機運の醸成につなげます。	図書館
6	学童保育クラブ及び放課後子ども教室の充実	学童保育クラブ及び放課後子ども教室の内容充実を図り、児童の居場所づくりの施策を推進していきます。	子育て応援課 社会教育課
7	学童保育クラブ及び放課後子ども教室の連携、校内交流型の推進	学童保育クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は連携により実施する小学校については、放課後子ども教室を実施する時間帯において両事業の従事者・参加者の協力のもと、企画段階から連携します。また、実施する際には、児童の安全面に十分配慮します。	子育て応援課 社会教育課
8	学童保育クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用	現在、学童保育クラブを実施している町内全５校の小学校のうち、１校が小学校の教室を利用しています。今後は、これらの状況を勘案して、学校施設に余裕が出た場合や、他の公共施設の利活用について検討していきます。	子育て応援課 学校教育課 社会教育課 関係各課
9	放課後児童対策に係る福祉部と教育委員会の連携	学童保育クラブの担当部署である福祉部子育て応援課及び放課後子ども教室の担当部署である教育部社会教育課で定期的な打合せの機会を設定し、実施状況や課題などの情報を常に共有し、連携して事業を実施します。	子育て応援課 社会教育課

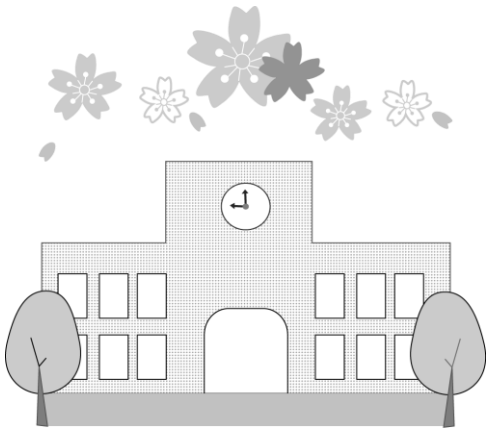

②若者の居場所の充実

若者に安全で安心して過ごせる居場所を提供することは、健全な成長と社会参加を促進するために重要です。さらに地域社会の一員としての意識を高め、自己実現を支援するためには、様々な経験を積むことのできる環境が必要です。

町では、新たな取組として若者が自分自身の可能性を発見し、地域社会と強く結びつくための環境を整備していきます。若者が安全で安心して過ごし、多様な経験を積むことで、未来のリーダーとして成長する基盤を築きます。

No	施策	内容	担当部署
1	若者フリースペースの提供	若者が安心して過ごせる居場所や、様々な経験をすることにより社会参加へとつながるような居場所の提供を検討します。	子育て応援課 関係各課
2	公共施設の中高生年代の利用検討	既存の公共施設における、中高生年代の利用に向けた機能や利用方法の検討を行います。	子育て応援課 関係各課

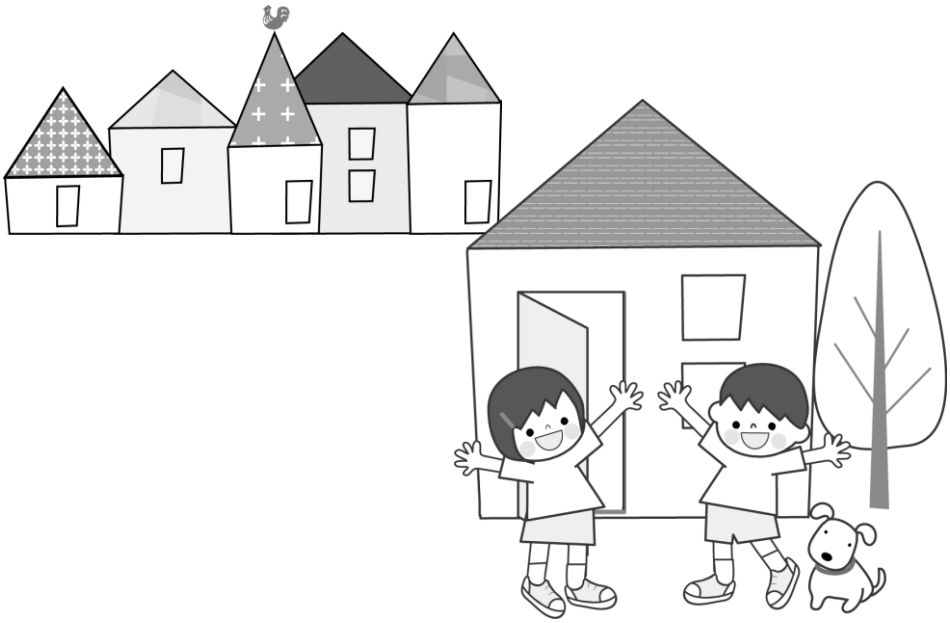

【基本施策５】子ども・若者を取り巻く有害環境への対応の推進

①子ども・若者を有害環境から保護するための活動の推進

子ども・若者を有害環境から守ることは、その健全な成長を支援するために極めて重要です。薬物乱用や消費生活トラブルなどの有害環境にさらされることなく、安全に生活できる環境を整えることが求められています。子どもが安心して健やかに成長できるために、子どもを取り巻く有害環境への対応について関係機関と連携を図ります。

No	施策	内容	担当部署
1	薬物乱用防止	薬物の危険等について、関係機関等と連携し、学習していきます。 また、東京都薬物乱用防止推進地区協議会と連携し、イベント等での啓発活動や、中学生からポスター・標語を募集し、優秀作品の表彰を行います。	健康課 教育指導課
2	消費生活相談	消費生活に関するトラブルに対し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言・あっせん・情報提供を行う消費生活相談窓口等の周知を図ります。	産業経済課

②子ども・若者を犯罪から守るための活動の推進

近年の犯罪数の増加や凶悪化、子どもを狙った犯罪の増加等、子どもの身に様々な危険が迫っています。町では、町内パトロールの実施や、町内で発生した犯罪・不審者情報等のメール配信をしています。また、PTA と連携し「子ども 110 番の家」を設置し、不審者に対する抑止と安全な場所の確保を行っています。

今後は、地域での自主的な防犯活動の充実や、「子ども 110 番の家」と PTA、警察等、関係機関が連携を強めていく活動を推進します。

No	施策	内容	担当部署
1	通学路等の防犯活動の推進	通学路等の安全を確保するため、防犯パトロールを実施するとともに、不審者等から子どもを守る「子ども 110 番の家」の設置を推進しています。 今後も、地区青少年協議会や防犯協会によるパトロール等、地域住民が連携して防犯活動を推進します。	安全・安心課 福祉課 学校教育課 社会教育課
2	防犯設備等の整備	犯罪の防止と通行の安全を守るため、防犯カメラや防犯灯等の防犯設備の整備や通行者に注意を促す看板の設置を推進します。	安全・安心課
3	防犯に配慮した公共施設等の整備・管理	防犯に配慮した公共施設等の整備・管理を図ります。	安全・安心課 関係各課

③子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全を推進し、子どもを事故から守るためには、誰もが交通ルールを遵守し、モラルの向上を進める必要があります。そのため学校では、児童・生徒の安全確保に向け、交通安全や自転車運転について指導を行っています。

交通安全指導の充実に向け各学校では、より一層指導の充実を図るとともに、地域における交通安全教育活動を通じ、特に自転車を利用する上での交通安全意識の啓発を強化します。

No	施策	内容	担当部署
1	交通安全教室の推進	子どもを交通事故から守るため、警察と学校の連携により交通安全教室を実施し、子ども自身の交通安全への意識を高めます。	教育指導課
2	自転車利用時の安全向上	自転車を利用する際のマナーやモラルの問題が指摘されています。交通安全講習会を実施し、自転車を利用する上での交通安全意識の啓発を強化します。 自転車を利用する際のヘルメット着用を促進します。また、幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用を促進します。	安全・安心課
3	チャイルドシート使用の徹底	チャイルドシートの正しい使用について普及・啓発を図るとともに、総合的な交通事故防止対策を推進します。	安全・安心課
4	通学路等の交通安全確保	通学路等の交通安全を確保するため、交通安全施設の整備と、運転者に対するスクールゾーン等の周知徹底に努めます。	安全・安心課 建設課 学校教育課

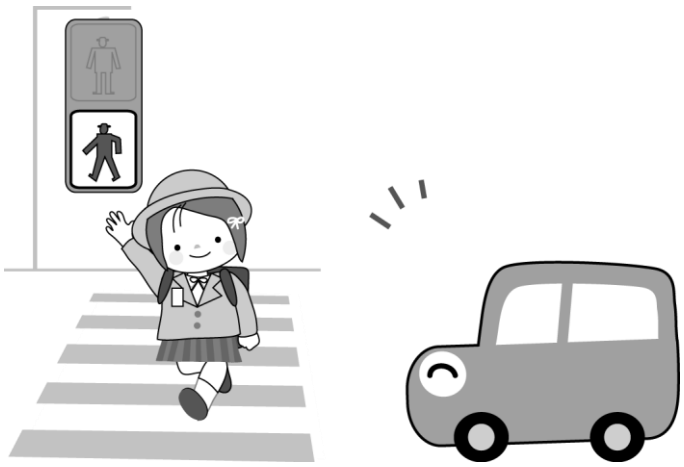

2 基本目標2 子育て世帯のための環境づくり

【基本施策１】地域の子育て世帯の支援

①総合的な子育て支援サービスの展開

平成 17 年に子育て支援の拠点として開設した子ども家庭支援センターひばりでは、総合的な子育て支援サービスを推進するため、地域における子育て支援のネットワークづくりを進め、多様な子育て支援サービスの情報を一元的に把握し、効率的・効果的なサービス提供及び支援に努めています。

また、平成 25 年度から、「先駆型センター」として虐待対策ワーカーの配置や養育支援訪問事業の実施等、児童虐待対応力を強化し、機能の充実を図りました。

令和６年度には、子ども家庭センターを開設し、児童福祉及び母子保健の両機能による一体的な相談支援を行うことで、全ての子育て家庭に対し、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援体制を強化しています。

子育て世帯の利便を図るため、子育て関連事業の利用に関する相談やあっせん、情報提供等、コーディネート機能の強化に努めます。

No	施策	内容	担当部署
1	子ども家庭支援センター機能の充実	子ども家庭支援センターひばりは、18 歳未満の児童と家庭に関する相談や子育て中の保護者の交流の場となっています。関係機関のネットワークを活用し、相談事業をはじめ、子育て支援の拠点として、情報の提供、子育てグループの活動支援等の充実を図ります。	子ども家庭センター課
2	子どもに関する相談体制の充実	子ども家庭センターは、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、児童福祉及び母子保健の両機能が一体的な相談支援を行います。	子ども家庭センター課
3	子育て支援情報の提供	「広報みずほ」、町ホームページ、子育てナビわくわくみずほ、チラシ等の多様な媒体を活用し、町の子育て支援サービスや関係機関の子育て支援活動等の情報提供の充実を図ります。	デジタル推進課 子育て応援課 子ども家庭センター課
4	民生委員等の活動支援	地域の子育て支援のために、民生委員・児童委員等の相談体制の充実に努めるとともに、子育てガイドブックの発行により支援を行います。	福祉課
5	学校給食費の無償化の推進	子育て世代の経済的支援策とし、町立小・中学校の学校給食を無償化するとともに、私立学校や、アレルギー等により学校給食を食べられない子どもにも同等の支援を行います。	学校教育課

②保育サービスの充実

保育サービスに対する希望は、延長保育や低年齢児保育、病後児保育等、多岐にわたっています。

町ではこのように多様化する保育サービスに対応するため、民間活力を活用した延長保育の充実、病後児保育の実施等、柔軟なサービス提供を進めます。また、保育サービスは、できる限り外部から評価されることにより自身の改善につなげていく必要があります。そのため第三者機関によるサービス評価を実施するとともに、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

No	施策	内容	担当部署
1	病後児保育の実施	疾病回復期にある児童で、保護者の就労、その他の理由により家庭での保育に支障があるものについて、病院等での病後児保育を利用した際の支援を行います。	子育て応援課
2	保育の質の向上	保育の質の向上のため、保育士の各種研修を実施し、保育についての知識や技術を高めます。	子育て応援課

③在宅の子育て支援サービスの充実

町では、子ども家庭支援センターひばりを中心に、子どもと家庭に関する総合相談のほか、在宅で子育てをしている家庭へのサービスとして、一時預かりやショートステイを実施しています。利用者がより利用しやすい体制となるよう、その整備に努めます。

また、ファミリー・サポート・センターでは、町民同士の相互援助活動の事務局として、地域に密着したサービスの提供・調整に努めています。依頼会員からの援助依頼に対応するために、提供会員数の増加に努めます。

No	施策	内容	担当部署
1	一時預かりの拡充	保護者の都合により、緊急又は一時的に保育が必要となる児童をお預かりする制度です。専用スペースを設けて実施しているのは１園（定員10人）で、他10園は、園児との混合であるため、受入可能な日のみ実施しています。	子育て応援課
2	乳幼児ショートステイ事業の実施	委託している児童養護施設で、宿泊可能な一時保育としてショートステイを行っています。今後、ショートステイについては、小学生も預けられるよう検討します。	子ども家庭センター課
3	ファミリー・サポート・センターの充実	育児の援助を受けたい方と援助できる方が会員となり、育児について助け合う会員組織です。援助する会員の研修を充実させ、事故のない安全な活動に努めるとともに、制度の PR により、新規会員の確保を行っていきます。	子ども家庭センター課

④児童手当の給付

児童手当制度は、高校生年代までの児童を養育している方に児童手当を給付することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

No	施策	内容	担当部署
1	児童手当の給付	子育て世帯の生活の安定のために、児童手当の適正給付及び制度の普及・啓発に努めます。	子育て応援課

【基本施策２】地域と協働で進める子育て支援のコミュニティづくり

①地域との連携と人材活用

核家族化や地域社会との関係の希薄化が進み、保護者は家庭で孤立したまま子育てをしているケースが少なくありません。子育てに対する保護者の負担を軽減するとともに、子どもが社会の中での健全な成長を期するためには、子どもや保護者も地域との交流が必要です。

そのためには、地域活動の場及び、人材の確保が求められ、人材として幅広く高齢者や子育て経験者といった方々も期待されています。

これらの資源・機会の開発や確保に努め、地域の教育力の向上を図ります。

No	施策	内容	担当部署
1	地域における人材の育成・活用	地域全体で子育てを支援していくために、高齢者や育児経験豊かな人、その他の子育て応援活動に関心がある人を対象とした講座・研修等を実施することにより、子育て応援の人材を育成します。また、「出前講座」、「総合人材リスト」、「協働の窓口」を利用し、地域における人材活用に努めます。	協働推進課 社会教育課
2	ジュニアリーダーの養成	小学５年生から 18 歳までを対象にジュニアリーダーを養成し、活動の場を整備する等、青少年の地域参画を促進します。 ジュニアリーダーが活躍できる場として、青少年委員会、子ども会連合会、地区青少年協議会、青少年関係団体等と連携していきます。	社会教育課
3	小地域区分(圏域)に基づく地域福祉活動の推進	それぞれの小地域区分の実情を把握するとともに、地域との交流を図ります。また、地域ささえあい連絡協議会等との連携により、地域福祉活動を推進します。	子育て応援課 子ども家庭センター課 関係各課
4	地域と一体となった地域社会づくりの推進	学校、幼稚園、保育園等における安全対策に加え、町民の積極的な地域活動への参加、関係機関の協力により、非行や事件・事故の防止に努めます。	安全・安心課 福祉課 子育て応援課 学校教育課 教育指導課 社会教育課

②地域交流の推進

地域社会のつながりを強め、様々な世代が互いに支え合う仕組みを作ることは、子育て支援において非常に重要です。地域交流を通じて、町民が助け合い協力することで、子育て環境をより充実させることができます。また、地域全体で子育てを支える環境を整備し、町民同士が協力し合いながら、より良いコミュニティを形成していきます。

No	施策	内容	担当部署
1	地域交流、多世代交流、地域連携の推進	様々な世代が交流することにより、お互いが支え合い・助け合いができる仕組みづくりを進め、町民同士をつなげます。 子どもの孤食をなくすために、各種団体や、地域の協力による朝食の提供について研究し、支援していきます。 また、子育て家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、支え合い、安心して子育てができるよう、地域の多様な人との関わり合いを促進します。	福祉課 子育て応援課 高齢者福祉課 関係各課
2	地域で子どもを育てる環境づくりの推進	地域では、町内会・自治会、子ども会、地区青少年協議会及び子育てサークルをはじめとした多くの団体が活動しています。地域住民が中心となった各種団体の活動がさらに活発になるような環境づくりに努めます。	協働推進課 社会教育課
3	子育て広場の拡充	子育て中の親子が気軽に集い、交流する児童館の子育て広場の拡充を図ります。 また、幼稚園・保育園等の子育てひろばを充実させ、地域に開かれた幼稚園・保育園等を推進します。	子育て応援課

【基本施策３】仕事と生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）の推進

①仕事と家庭が両立しやすい就労環境づくりの推進

現代社会において、仕事と家庭の両立は多くの人々にとって重要な課題となっています。特に育児や介護の責任を負う家庭にとって、柔軟な働き方の導入や、支援制度の整備は不可欠です。

町では、町民がワーク･ライフ･バランスを実現できるよう、就労環境の整備に力を入れ、仕事と家庭が両立しやすい就労環境の整備を推進していきます。

No	施策	内容	担当部署
1	ワーク･ライフ･バランスの促進や多様な働き方に向けた働き掛け	多様な働き方に向けて、ワーク･ライフ･バランスに関する情報供を行うことで、仕事と家庭が両立した就労環境づくりを推進します。	協働推進課 産業経済課 子育て応援課

②女性の就労支援

就労経験を持つ母親の多くは、育児等のために退職し、その後、子どもの成長とともに再就職するというケースが増えています。しかし、近年の経済環境の変化は再就職を困難なものとしています。特に正規社員として採用されにくい状況は、キャリアの継続･積み重ねが困難な現状があり、再就職に向けた支援に取り組みます。

また、最近では子育て支援 NPO や女性の起業が活発化しています。このような新しい働き方の支援を推進します。

No	施策	内容	担当部署
1	女性の就労相談起業支援などの情報提供	ハローワークなどと連携し、女性向けの就労相談セミナーや起業支援などに関する情報を提供します。	協働推進課 産業経済課 子育て応援課

【基本施策４】母子健康づくりの推進

①疾病予防・保健対策の推進

子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児健診を通じて子どもの健康上の問題を早期に発見し、適切な治療や療育につなげていくとともに、予防接種率の向上に努めます。

また、事業の実施に当たっては、子育て支援のための各種取組との連携を図ります。

No	施策	内容	担当部署
1	乳幼児健康診査の充実	乳幼児健診では、子どもの疾病や障がいの発見だけでなく、親子関係、養育者の訴えや不安に対する相談、助言を実施し、必要時には関係機関につなげ、子育て家庭の支援に努めます。また、現在、行っている集団・個別の健診に加え、１か月児健診（個別）の公費負担や５歳児健診（集団）についても導入に向け研究を進めます。 さらに、未受診者には、個別に電話・訪問等できめ細かくフォローアップしていきます。未受診が続くなど、子どもの所在や養育状況が確認できない事例には、母子保健担当と児童福祉担当で情報の共有を図るなど、連携して対応します。	子ども家庭センター課
2	歯・口腔の健康づくりの推進	若い世代からの歯周病予防を促すため、成人歯科検診を通じて意識啓発を行います。 さらに、虫歯や歯周病のリスクが高まる妊娠期に、妊婦歯科健康診査を実施し、安心な出産に向け、妊婦の健康管理と、歯科保健への意識の向上を図ります。 また、乳幼児期・学齢期のう歯罹患率が高く、未処理率も高いため、指導内容の充実を図り、予防・治癒の両面からの意識啓発を行います。	子ども家庭センター課 健康課
3	予防接種率の向上	予防接種を受けやすい体制の整備に努めるほか、「広報みずほ」や保健事業案内、子育てモバイル等の媒体を通じて予防接種の普及・啓発、未接種者への通知等、きめ細かく対応します。	子ども家庭センター課
4	妊娠届出・母子健康手帳の交付（ゆりかご面談）の実施	妊娠届出の際に母子保健コーディネーターがゆりかご面談を行います。母子健康手帳や妊婦健診などの各種サービスのご案内と、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。	子ども家庭センター課
5	妊婦健康診査の実施	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。また、里帰り等の理由で町外の医療機関で健康診査を受けた場合には助成金を交付します。	子ども家庭センター課

No	施策	内容	担当部署
6	産後ケア事業の実施	出産後１年以内の母親及び乳児、その他産後ケアの利用を必要とする方を対象に、心身的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導等を行います。	子ども家庭センター課
7	養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	子ども家庭センター課
8	利用者支援事業の実施	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	子育て応援課 子ども家庭センター課

②食育の推進

食事は心身の成長の基礎となる重要な要素です。乳幼児期から望ましい食事の摂り方や食習慣の定着を図り、食を通じた豊かな家族関係づくりや人間性の形成による心身の健全な育成を図る必要があります。

発達段階に合わせた食に関する学習機会や情報提供等を進め、食を通じて心身の健康な成長への支援を行っていきます。

No	施策	内容	担当部署
1	「食」に関する学習機会の充実	乳幼児期から望ましい食事の摂り方や食習慣の定着を図るために、相談事業、乳幼児健康診査、家庭訪問等の機会に栄養士による助言、指導を実施します。また、発達段階に合わせ、学校、家庭、地域等の様々な場所で「食」に関する学習機会を充実させます。	子ども家庭センター課 教育指導課
2	学校における食育の推進	給食センターと連携し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通じて地産地消や地域の産業、文化への理解を深めるために、学校給食、栽培活動、調理実習などを活用した食育を推進します。	教育指導課
3	「食」の情報提供の推進	妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等及び乳幼児期の発達段階に応じた「食」に関する情報提供を推進します。	子ども家庭センター課

③医療等の支援

子どもの急な発病や病状の変化は、親子にとって身体的にも精神的にも負担の大きいものです。子どもの病状の変化は、急激で早急な対応が必要になることも多いため、小児初期救急医療体制の整備は重要な課題です。全国的に小児科医師は増加傾向ですが、地域により偏在していることが医療体制の維持を難しくしています。町も例外ではなく、医師会や公立福生病院、近隣市、東京都等と協力し、医療体制の確保・維持に努めます。

国民健康保険や社会保険等に加入している出生から高校生年代までの児童を養育している方に、児童が診察を受けた際の健康保険適用医療費の自己負担分を助成します。育児は手が掛かるだけでなく、病気や怪我による医療機関の受診も多くなることから、町では０歳から 18 歳までにおける子育て世代の経済的負担を軽減するため、所得制限を設けず、医療費を無償としています。

No	施策	内容	担当部署
1	小児医療体制の確保	小児医療を担う医師を含めた人材確保のため、国・東京都へ要望するとともに、近隣市や民間事業者と協力し、診療体制の確保を図ります。 休日夜間診療をはじめとする救急医療体制の確保に努めながら、小児救急医療体制を継続していきます。	健康課
2	子どもの発病時の相談機関の周知と事故防止の方法の啓発	不要不急の医療機関への受診を減らし、小児科医の負担軽減を図ることで、子どもが真に必要な医療を受けられるようにするために、子どもの病気への対処について東京都の相談先の周知及び家庭での事故防止の方法の啓発や相談事業に取り組みます。	子ども家庭センター課
3	乳幼児医療費助成の充実	経済的負担を軽減し、乳幼児医療費助成制度の充実を図ります。町では、東京都の所得制限により乳幼児医療費助成を受けられない対象者に、町単独で補助しています。	子育て応援課
4	義務教育就学児医療費助成の充実	経済的負担を軽減し、義務教育就学児医療費助成制度の充実を図ります。町では、東京都の所得制限により義務教育就学児医療費助成を受けられない対象者に、町単独で補助しています。	子育て応援課
5	高校生等医療費助成の充実	経済的負担を軽減し、高校生等医療費助成制度の充実を図ります。町では、東京都の所得制限により高校生等医療費助成を受けられない対象者に、町単独で補助しています。	子育て応援課

【基本施策５】子育てを支援する環境づくり

①子育てを支援するユニバーサルデザインのまちづくり

妊産婦や乳幼児連れの方が安心して外出できるよう、道路や公共施設、交通機関等、環境整備を図ります。

No	施策	内容	担当部署
1	子育てにやさしいユニバーサルデザインの推進	子育て支援施設の整備に当たっては、子どもと一緒に安心して利用できるよう配慮するとともに、誰にとっても使いやすいユニバーサルデザインの普及・導入及び啓発に努めます。また、妊産婦や乳幼児連れの方が安心して外出できるよう、整備を行った公園のトイレや町内５か所に設置した赤ちゃん・ふらっと（授乳室、おむつ替えスペース）を良好な状態に維持していきます。	建設課 関係各課
2	道路交通環境の整備	歩きやすい歩行空間の確保を図るため、歩道の段差解消、歩道の整備等を推進します。町内全域の道路照明灯のLED化について、継続的に更新工事を行っていきます。また、車両速度抑制のため、狭窄等の設置を推進します。	建設課
3	ユニバーサルデザインについての啓発	「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。	福祉課 都市計画課

②公園・緑地の環境整備

既存の公園緑地施設の有効活用を図るとともに、住民参加を取り入れながら地域のニーズに合わせた、自然にふれあい、のびのびと活動できる場の整備を計画的に進めます。

No	施策	内容	担当部署
1	公園・緑地の環境整備	子どもにとって楽しい居場所として、誰でも利用しやすい公園施設の充実や自然を体感できる公園・緑地の拡充整備を図ります。また、子どもから高齢者まで親しむことができる環境整備を進めます。	建設課

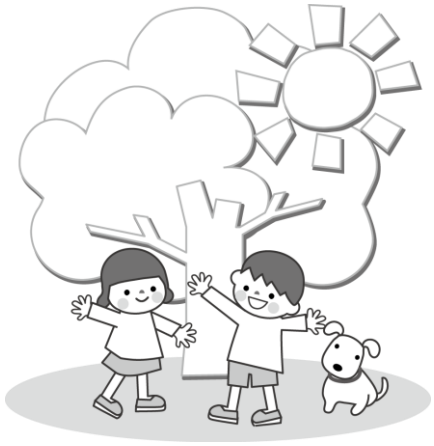

3 基本目標3　支援が必要な子ども・若者、子育て世帯のための地域づくり

【基本施策１】困難に直面する子ども・若者への支援

①子どもの虐待防止

子どもの人権を侵害する児童虐待が大きな社会問題となっています。

虐待への対応において、早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が児童等に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが重要であり、町では平成 20 年に要保護児童対策地域協議会を設置しました。また、令和２年度に、児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、保護者の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化が盛り込まれました。今後も、様々な困難ケースに対して、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、適切な支援を行っていきます。

No	施策	内容	担当部署
1	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待の予防・早期発見対応のため、関係機関の役割分担の調整や相互の連携を図る要保護児童対策地域協議会の機能を充実させます。	子ども家庭センター課 関係各課
2	早期発見と早急な対応等	子ども家庭支援センターひばりや保健センター等での相談、乳幼児健康診査時における身体の様子の観察、関係機関の情報提供により児童虐待の早期発見と早急な対応を図ります。 また、児童虐待の早期発見・早期対応には地域での情報が重要であるため、児童虐待を発見した際には、早期発見時の通告となるよう、支援体制を整え関係機関と連携します。	子ども家庭センター課 関係各課
3	保護者交流事業等の充実	児童館や子ども家庭支援センターひばり等で子どもと保護者の居場所としての環境づくりを推進します。 また、児童館や幼稚園・保育園等の園庭開放などによる「子育てひろば」活動を充実し、保護者交流事業等の充実を図ります。	子育て応援課 子ども家庭センター課
4	子ども家庭支援センターひばりの各種事業の実施	乳幼児の読み聞かせ事業などを通じ、子どもへの接し方の学びや育児負担の軽減、孤立防止を図ります。 また、参加者から寄せられた養育に対する悩みの解消を図るため、早期支援につなげます。	子ども家庭センター課

②いじめ、不登校等困難に直面する子ども・若者への支援

不登校児童・生徒の居場所として「教育支援室いぶき」を開設し、学校復帰や将来の社会的自立に向けた支援を行っています。

地域に開かれた学校運営や不登校対策の充実を図ります。

No	施策	内容	担当部署
1	不登校児童・生徒への支援	教育支援室では、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。また、校長の要請に基づき、教育支援室指導員による学習指導を実施します。 教育相談室の専任相談員との連携を図りながら、心のケアについても指導・助言を行います。 家庭と子供の支援員の活用や学校と関係機関との連携強化のもと、学校復帰や社会的自立に向けた取組を推進します。 子ども家庭支援センターひばりでは、不登校やいじめに関する相談について、助言・支援を行います。	子ども家庭センター課 教育指導課

③困難や生きづらさに直面する若者への支援

若者が困難な状況や生きづらさに直面する際には、適切な支援体制が必要です。適切な支援を行うことで、若者が自己肯定感を持ち、社会に貢献できるようになることが期待されます。困難に直面する若者への支援を強化し、社会に貢献できるような環境を整備していきます。

	施策	内容	担当部署
1	こころと生き方・DV相談の実施	DV相談（配偶者等からの暴力）、お子さんを持つ夫婦・親子関係など、子育ての悩みや相談に対応します。	福祉課 子ども家庭センター課
2	ひきこもり支援事業の実施	ひきこもり相談窓口の周知、実態調査手法の研究を継続します。また、相談等の内容に応じて、関係各課との情報共有、連携体制の構築を図り、適切な相談機関へつなげます。	福祉課 子ども家庭センター課 健康課 教育指導課
3	ヤングケアラー支援の実施	発見が困難で問題が顕在化しにくい特性を持つヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげます。	子ども家庭センター課
4	性的マイノリティ対面相談	毎月実施している身の上相談のほか、性的指向や性自認に関する悩み等について、当事者だけでなく、家族なども含めた、性的マイノリティ当事者による相談窓口等、適切な相談窓口へつなげます。	協働推進課 関係各課
5	休養・心の健康づくり	心の健康に影響する睡眠や休養の正しい知識の普及に努めます。また、心の健康やストレスについて、パソコンやスマートフォンで気軽にアクセスし、情報や相談機関を知ることのできるシステムにより情報提供をします。また、自殺予防行動計画を実行し、自殺に追い込まれる前に相談機関につながるように工夫していきます。	健康課

【基本施策２】生活に困難を抱える子育て世帯への支援

①ひとり親家庭等への支援

離婚等により、ひとり親のもとで養育される子どもたちが増加し、子どもの環境も変化しています。就労したいが子どもがまだ小さく、ほかに養育してくれる人がいない場合、経済的にも精神的にもその生活は厳しいものとなっています。

このような家庭に対しては、民生委員・児童委員等が地域で自立のための相談に当たるとともに、保育園への入園をはじめ、児童扶養手当の給付や医療費の助成、母子及び父子福祉資金の貸付等、各種支援制度の周知・活用に努めています。

令和元年度からは、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、乳がん検診の無料受診を実施し、ひとり親家庭の生活の安定を図るための支援を行っています。

また、児童育成手当（育成手当）、児童扶養手当や 20 歳未満の障がい児を養育している方を対象とした児童育成手当（障害手当）、特別児童扶養手当を給付します。

今後も、地域におけるひとり親家庭等の現状の把握に努めるとともに、その自立が一層促進されるよう子育てや生活支援、就労支援、経済的支援等、関係機関との連携を強化し、総合的な支援に努めます。

No	施策	内容	担当部署
1	自立支援の拡充	就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介等により、自立に向けた支援に努めます。また、児童手当等の給付や母子及び父子福祉資金等の貸付等の経済的支援により、ひとり親家庭の自立促進を図ります。	福祉課 子育て応援課
2	日常生活の援助及び経済的支援	ひとり親家庭等実態調査を基に令和元年度から実施しているひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、乳がん検診無料受診の適正かつ円滑な実施に努めます。	子育て応援課 健康課
3	児童育成手当等の給付	ひとり親家庭の生活の安定のために、児童育成手当、児童扶養手当制度の普及・啓発に努めます。	子育て応援課
4	ひとり親家庭等医療費助成の充実	国民健康保険や社会保険に加入しているひとり親家庭等を対象に診療を受けたときの健康保険適用医療費の自己負担額の全部又は一部を助成します。 また、所得制限の撤廃について都に要望します。	子育て応援課

②生活困窮家庭への支援

生活困窮家庭の子どもたちが健やかに成長し、安心して生活できる環境を整えることは、地域全体の発展にとって不可欠です。特に、子どもの貧困問題は社会全体で取り組むべき課題であり、地域や企業などの協力が求められます。

町では、地域全体で生活困窮家庭を支援し、子どもたちが安心して成長できる環境を整えていきます。町民の理解と協力を得ることで、困難を抱える家庭に対する効果的な支援を実現します。

No	施策	内容	担当部署
1	子どもの貧困に関する啓発活動	子どもの貧困についての情報発信により、幅広く理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもや保護者を地域全体で見守り、支える機運の醸成と支援に関わる人材の育成を図ります。	福祉課 子育て応援課
2	高等学校等入学時奨学金の支給	経済的な理由により、高等学校等に入学することが難しい生徒に対し、基準に基づき入学に必要な資金を支給します。	学校教育課
3	就学援助制度の推進	経済的な理由により就学が難しい児童・生徒の保護者に対して、基準に基づき就学に必要な学用品費等の支援を行います。	学校教育課

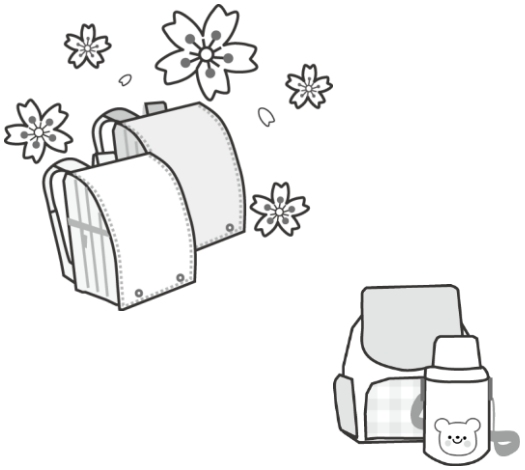

【基本施策３】障がいのある子どものための施策の充実

①障がいのある子どもと保護者への支援

障がいのある子どものための施策では、乳幼児期に疾病や障がいを早期に発見し、早期対応を図ることが重要となります。障がい児や発達障がい児等の相談体制を整備し、障がいのある子どもとその保護者を地域全体で支えていくネットワークづくりに努めます。

また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもの発達障がいについての理解を深め、幼少期から支援を行っていく体制を確立します。

No	施策	内容	担当部署
1	相談体制の充実	障がいのある子どもをもつ保護者の精神的負担の軽減を図り、子どもの発達を促すため、障がい児や発達障がい児等の相談体制の充実を図り、関係機関と連携し、相談者のニーズに応じたサービス等の提供に努めます。 乳幼児の成長・発達について、相談支援体制の充実を図ります。	福祉課 子ども家庭センター課
2	母子保健事業を通じた障がいの早期発見・早期療育	妊婦や乳幼児を対象とした各種健康診査、保健師による妊産婦訪問、乳幼児家庭全戸訪問、各種相談・講習会事業等を通じて、障がいの早期発見・早期療育に努め、支援を行います。また、療育医療の給付を行います。	子ども家庭センター課
3	発達障がい等支援の充実	自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）や、その傾向のある子どもと保護者に対し、必要とする支援を行うことができる体制を確立します。	福祉課 教育指導課 関係各課
4	障がいのある子どもの円滑な就学支援の推進	幼稚園・保育園等から小学校へ、小学校から中学校への就学が円滑に進むよう、相談体制の充実と、保護者や関係機関との連携を強化します。	子ども家庭センター課 教育指導課
5	地域に開かれた福祉教育の実践	あらゆる場と機会を通じて、全ての町民に福祉の心が醸成されるように努めていきます。また、子どもたちの福祉の心を醸成するため、家庭、地域、学校が共に連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験をする場を作っていきます。	福祉課 教育指導課 関係各課
6	障がいのある子どもを持つ保護者同士の交流促進	障がいや発達に遅れのある子どもを持つ保護者同士が交流し、同じ悩みを持った仲間づくりや情報交換が行えるよう、保護者同士のつながりをサポートし、孤立感の解消や問題の解決などができる体制を作っていきます。	福祉課 関係各課
7	障がい児に対する理解の促進	共生社会の一員として互いを尊重し、支え合うよう、障がいのある児童・生徒への正しい理解と思いやりの心を育む教育を推進します。	教育指導課

②保育、学習援助と機会の保障

障がいのある子どもの通園、通学は多くの課題がありますが、町では全ての幼稚園・保育園等で障がいのある子どもを受け入れ、学童保育クラブも一部受け入れています。また、小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重するとともに、学ぶ機会を確保しています。

また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもへの、適切な指導及び支援を推進するための体制づくりに努めます。

No	施策	内容	担当部署
1	障がい児保育の拡充	幼稚園・保育園等及び学童保育クラブへの障がいのある子どもの受入を拡充するとともに、各関係機関との連携を強化します。	子育て応援課
2	障がいのある子どもの円滑な就学支援の推進	子どもの成長により幼稚園・保育園等から小学校へ、小学校から中学校への就学が円滑に進むよう、相談体制の充実と、保護者や関係機関との連携を強化します。また、特別支援学級において、教育を受ける児童・生徒の保護者の経済的な負担を軽減するために、就学に必要な学用品費に対して、基準に基づき、支援を行います。	子ども家庭センター課 学校教育課 教育指導課
3	発達障がいのある子ども等への学習援助の充実	通常の学級、特別支援教室、特別支援学級の役割分担を明確にした厚みのある支援体制を確立し、発達障がいの程度に応じた教育の内容・方法及び適正な就学の充実を図ります。	教育指導課
4	特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難の改善・克服するための適切な指導及び支援を行います。	教育指導課
5	夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力の育成	障がいのある児童・生徒に継続性のあるきめ細やかな指導・支援を行い、一人ひとりが、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を醸成します。また、長期化する不登校児童・生徒に、在籍教室外でも学習の支援が受けられるシステム作りとその実践を行います。	教育指導課

第５章
量の見込みと確保方策

本章では、子ども・子育て支援法に基づき、町の今後５年間の教育・保育及び各地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策を設定します。

なお、量の見込み及び確保方策の設定に当たっては、国の基本指針や地域の実情を踏まえ、適切な需給バランスを考慮します。

Ⅰ 前提条件の整理

（１）教育・保育の給付を受ける子どもの認定区分

教育・保育施設を利用するためには、子どものための教育・保育給付の認定を受けていただく必要があります。

認定は３つの区分となっており、認定に応じて施設などの利用先が異なります。

■ 給付認定区分の概要

認定区分		対象	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	１号認定	満３歳以上で教育を希望する就学前児童	幼稚園 認定こども園の教育部分
	２号認定	満３歳以上で保育を必要とする就学前児童	認可保育所 認定こども園の保育部分
	３号認定	満３歳未満で保育を必要とする就学前児童	認可保育所 認定こども園の保育部分 地域型保育事業所

（２）地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業とは、全ての子育て世帯を対象に、市区町村が地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業のことです。

第２期計画までは、13の事業が位置付けられていましたが、子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援を拡充していくことを目的として、令和４年の児童福祉法の改正により、新たに「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の３つの事業が創設されました。また、令和６年の子ども・子育て支援法の改正により、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」の３つの事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

■ 地域子ども・子育て支援事業の種類

事業名	主な事業内容	対象年齢
1　利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	０歳～18 歳
2　延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間に、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業	０歳～５歳
3　放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や近隣施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	小学１年～６年
4　子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育が困難になった児童について、児童養護施設等で一時的に預かる事業	０歳～未就学児
5　乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	生後４か月まで
6　養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	０歳～17 歳
7　地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行う事業	０歳～２歳

事業名	主な事業内容	対象年齢
8　一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	幼稚園における在園児対象：２歳～５歳 その他：0歳～5歳
9　病児・病後児保育事業	病気又は病気の回復期にあるため集団保育が困難で、保護者の勤務等の理由により家庭で保育ができないときに、一時的に保育所や医療機関に付設された専用スペース等において、保育及び看護を行う事業	０歳～５歳
10　ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	０歳～小学６年
11　妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	－
12　実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	０歳～５歳
13　多様な主体が参画することを促進するための事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業	－
14　子育て世帯訪問支援事業	要保護児童・要支援児童のいる家庭を訪問し、食事の支度、洗濯、掃除、保育所等の送迎、子どもの世話、子育ての相談、学習支援、学習環境を整えるための助言等の支援を行う事業	０歳～17 歳
15　児童育成支援拠点事業	子どもが安全・安心に過ごせる環境において、必要に応じ、食事の提供や子どもからの相談に対応する事業	６歳～17 歳
16　親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係や子どもとの関わり方等を学び、健全な親子関係の形成を図れるよう支援する事業	０歳～17 歳

事業名	主な事業内容	対象年齢
17　妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対する相談支援を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の充実を図る事業	–
18　乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	保育所、認定こども園等に通っていない全ての子育て世帯に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園支援事業	０歳～２歳
19　産後ケア事業	産後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業	–

（３）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

町は、児童人口の減少、教育・保育施設の場所等を踏まえ、第２期計画を継承し、引き続き町全域を「１区域」と設定します。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

各年度の推計人口を基に、近年の教育・保育施設の利用実績を踏まえて、量の見込みを設定しました。

今後とも、適正な需給バランスを図りながら、引き続き、待機児童ゼロの継続を目指します。

■ 幼児教育（満３歳児～５歳児・１号認定）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	181	175	164	154	155
②確保方策（人）	440	129	129	129	129
特定教育・保育施設	40	129	129	129	129
確認を受けない幼稚園	400	0	0	0	0
差し引き②－①（人）	259	-46	-35	-25	-26

■ 保育所等（３歳～５歳児・２号認定）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	396	383	360	338	339
②確保方策（人）	436	472	472	472	472
特定教育・保育施設	436	472	472	472	472
差し引き②－①（人）	40	89	112	134	133

■ 保育所等（２歳児・３号認定）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	110	100	111	111	109
②確保方策（人）	130	140	140	140	140
特定教育・保育施設	123	133	133	133	133
特定地域型保育事業所	7	7	7	7	7
差し引き②－①（人）	20	40	29	29	31

■ 保育所等（１歳児・３号認定）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	93	104	104	102	101
②確保方策（人）	103	108	108	108	108
特定教育・保育施設	97	102	102	102	102
特定地域型保育事業所	6	6	6	6	6
差し引き②－①（人）	10	4	4	6	7

■ 保育所等（０歳児・３号認定）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	64	64	71	70	69
②確保方策（人）	70	70	70	70	70
特定教育・保育施設	64	64	64	64	64
特定地域型保育事業所	6	6	6	6	6
差し引き②－①（人）	6	6	-1	0	1

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

（１）利用者支援事業

利用者支援事業は、基本型、特定型、こども家庭センター型の３つの事業類型があります。

現在、町では特定型とこども家庭センター型で事業を実施しているため、計画期間は現在の２か所で引き続き事業に取り組みます。

＜利用者支援事業（特定型）＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策（か所）	1	1	1	1	1
差し引き②－①（か所）	0	0	0	0	0

＜利用者支援事業（こども家庭センター型）＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策（か所）	1	1	1	1	1
差し引き②－①（か所）	0	0	0	0	0

（２）延長保育事業

量の見込みは、ニーズ調査や近年の利用実績を基に、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.２）（以下「国の手引き」という。）」に沿って設定を行いました。また、確保方策については、現在の確保体制に基づき設定を行いました。計画期間中は、需給バランスに注視しつつ、必要に応じて事業の拡充等について検討していきます。

＜延長保育事業＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	134	132	129	124	124
②確保方策（人）	134	132	129	124	124
差し引き②－①（人）	0	0	0	0	0

（３）放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

量の見込みは、国の手引きや過去の利用率等を基に設定を行いました。令和７年度以降の量の見込みに対応するため、受け入れ定員の拡充を図りながら、引き続き、待機児童ゼロを目指していきます。

＜放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	263	246	234	235	220
１年生	116	101	101	108	90
２年生	84	86	74	74	79
３年生	44	42	43	37	37
４年生	14	12	12	12	10
５年生	4	4	3	3	3
６年生	1	1	1	1	1
②確保方策（人）	331	331	361	361	361
差し引き②－①（人）	68	85	127	126	141

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

量の見込みは、過去の申請受付実績（定員超過等により利用することができなかった申請数を含む。）を基に設定を行いました。また、確保方策は、現在の１か所の事業所の受け入れ体制を維持することを前提に設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

＜子育て短期支援事業（ショートステイ）＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	117	115	113	109	108
②確保方策（人日）	117	115	113	109	108
差し引き②－①（人日）	0	0	0	0	0

（５）乳児家庭全戸訪問事業

本事業は、原則として乳児のいる全ての家庭を訪問することを前提とした事業であることから、量の見込みは、人口推計において算出された乳児の数を用いて設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

＜乳児家庭全戸訪問事業＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	134	134	132	130	128
②確保方策	実施場所：対象者宅 実施機関：子ども家庭センター				

（６）養育支援訪問事業

量の見込みは、国の手引きにより算出した量から子育て世帯訪問支援事業の量を控除し設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

＜養育支援訪問事業＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	62	61	60	58	57
②確保方策	実施場所：対象者宅 実施機関：子ども家庭センター				

（７）地域子育て支援拠点事業

量の見込みは、ニーズ調査や近年の利用実績を基に、国の手引きに沿って設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

＜地域子育て支援拠点事業＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	6,159	6,159	6,362	6,304	6,217
②確保方策（人日）	6,159	6,159	6,362	6,304	6,217
差し引き②－①（人日）	0	0	0	0	0

※地域子育て支援拠点２か所、その他 12 か所で実施。令和８年度からは、地域子育て支援拠点２か所、その他 11 か所になります。

（８）一時預かり事業

①幼稚園の在園児を対象とした一時預かり

量の見込みは、令和５年度に実施したニーズ調査や近年の利用実績を基に、国の手引きに沿って設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

＜一時預かり事業（幼稚園型）＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	6,161	5,878	5,732	5,466	5,458
②確保方策（人日）	6,161	5,878	5,732	5,466	5,458
差し引き②－①（人日）	0	0	0	0	0

②その他の一時預かり

量の見込みは、ニーズ調査や近年の利用実績を基に、国の手引きに沿って設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

＜一時預かり事業（幼稚園型以外）＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	539	529	518	499	496
②確保方策（人日）	539	529	518	499	496
差し引き②－①（人日）	0	0	0	0	0

（９）病児・病後児保育事業

現在、町では当該事業を実施していないことから、まずは病後児保育事業を実施することが必要です。

病児保育事業は、病後児保育事業実施後、実施状況を鑑み、調査・研究を進めていきます。

（10）ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業

量の見込みは、ニーズ調査や近年の利用実績を基に、国の手引きに沿って設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

＜ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業＞

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	158	153	148	143	139
②確保方策（人日）	158	153	148	143	139
差し引き②－①（人日）	0	0	0	0	0

（11）妊婦健康診査

量の見込みは、人口推計において算出された乳児の数と流早産等分を合わせた推計妊婦数に、最大利用回数を乗じて設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

＜妊婦健康診査＞

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	1,932	1,932	1,904	1,876	1,848
②確保方策	実施場所：産科医療機関・助産院 実施時期：妊娠初期から妊娠 23 週まで　4 週間に 1 回 妊娠 24 週から妊娠 35 週まで　2 週間に 1 回 妊娠 36 週から出産まで　1 週間に 1 回				

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

国の「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に規定されている各取組等について、生活保護世帯又は住民税非課税世帯かつひとり親世帯等に該当する世帯に対して、給付を実施しています。

（13）多様な主体が参画することを促進するための事業

人口推計において算出された 6 歳未満の児童の人口が減少傾向にあることから、現時点で事業実施予定はありません。

（14）子育て世帯訪問支援事業

量の見込みは、国の手引きに基づき設定を行いました。

本事業は、従前より町が実施している養育支援訪問事業に包含されるものであり、当該事業を継続して実施していきます。

＜子育て世帯訪問支援事業＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	20	20	20	20	20
②確保方策（人日）	20	20	20	20	20
差し引き②－①（人日）	0	0	0	0	0

（15）児童育成支援拠点事業

本事業は、国の「児童育成支援拠点事業実施要綱」において、概ね20人を対象とした週３回以上の実施が求められており、実施施設として児童館等が考えられますが、現在の人員体制や施設管理の状況から計画期間での実施が困難な状況です。

（16）親子関係形成支援事業

本事業は、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を行うものです。

現状では個別に相談対応していることや、子ども家庭支援センターひばりは同じ悩みや不安を抱える保護者同士がつながる場としていることから、当面の需要・利用は見込まず、今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じ対応していきます。

（17）妊婦等包括相談支援事業

量の見込みは、国の手引きに基づき、妊娠届出数等から対象者数を算定したうえで、１組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談回数（３回）を乗ずることにより設定を行いました。

他事業や関係機関との連携を図り、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

＜妊婦等包括相談支援事業＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（回）	414	414	408	402	396
②確保方策（回）	414	414	408	402	396
差し引き②－①（回）	0	0	0	0	0

（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

国は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を令和８年度から実施することとしています。

町では、保育園及び幼稚園等を利用していない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育園及び幼稚園等を利用できる事業として、令和８年度の給付制度化に向けた課題の把握を進めています。

量の見込みは、国の手引きに基づき、年度ごとの必要受入れ時間数を算出したうえで、１人当たりの月受入れ可能時間数により除すことで設定を行いました。

関係機関との連携を図り、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

＜乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	0	10	8	8	8
0 歳	0	4	2	2	2
1 歳	0	3	3	3	3
2 歳	0	3	3	3	3
②確保方策（人日）	0	10	8	8	8
差し引き②－①（人日）	0	0	0	0	0

※上記０歳は０歳６か月から

（19）産後ケア事業

量の見込みは、これまでの事業の利用実績と妊婦数の推移を基に設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

＜産後ケア事業＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	48	75	90	90	90
②確保方策（人日）	48	75	90	90	90
産後ケア訪問(アウトリーチ型)	20	30	35	35	35
産後デイケア(デイサービス型)	18	30	35	35	35
産後お泊りケア（ショートステイ型）	10	15	20	20	20
差し引き②－①（人日）	0	0	0	0	0

4 放課後児童対策の推進に向けた目標量の設定

町では、これまで「新・放課後子ども総合プラン」として放課後児童対策の取組を進めてきましたが、本プランの終了に伴い、今後は新たに「放課後児童対策パッケージ」として取組を進めていき、目標量を以下のとおり設定します。

（１）学童保育クラブの目標事業量

計画期間の各年度における学童保育クラブの量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

＜学童保育クラブの目標事業量＞【再掲】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	263	246	234	235	220
1年生	116	101	101	108	90
2年生	84	86	74	74	79
3年生	44	42	43	37	37
4年生	14	12	12	12	10
5年生	4	4	3	3	3
6年生	1	1	1	1	1
②確保方策（人）	331	331	361	361	361
差し引き②－①（人）	68	85	127	126	141

（２）連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

計画期間の各年度における連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

＜連携型の放課後児童クラブの目標事業量＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（か所）	3	3	2	2	2
②確保方策（か所）	3	3	2	2	2
差し引き②－①（か所）	0	0	0	0	0

＜連携型の放課後子ども教室の目標事業量＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（か所）	2	2	1	1	1
②確保方策（か所）	2	2	1	1	1
差し引き②－①（か所）	0	0	0	0	0

（３）校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

計画期間の各年度における校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

＜校内交流型の放課後児童クラブの目標事業量＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（か所）	3	3	4	4	4
②確保方策（か所）	3	3	4	4	4
差し引き②－①（か所）	0	0	0	0	0

＜校内交流型の放課後子ども教室の目標事業量＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（か所）	3	3	4	4	4
②確保方策（か所）	3	3	4	4	4
差し引き②－①（か所）	0	0	0	0	0

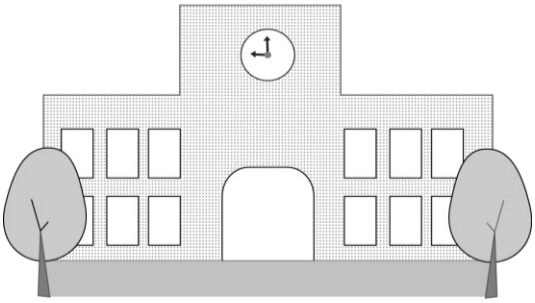

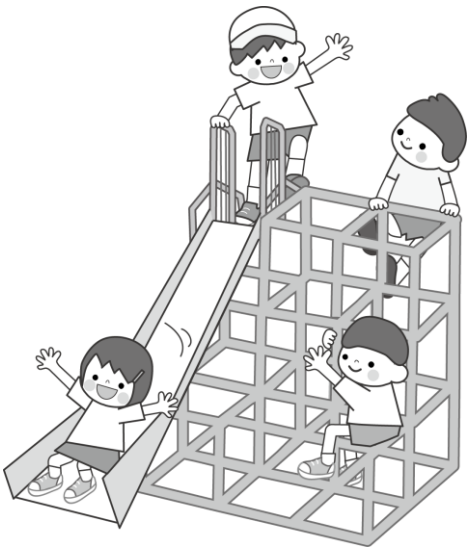

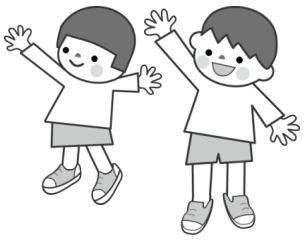

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

（１）認定こども園の普及に関する基本的考え方

認定こども園は、保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化にも対応しやすいことから、待機児童解消に有効な手段です。

認定こども園の普及は待機児童の状況を踏まえると、既存の幼稚園等からの移行を支援していくことが必要と考えます。

認定こども園への移行を希望する既存の教育・保育施設等には、必要に応じて開設準備のための補助金等に配慮するとともに、随時、情報交換を行いながら適切に対応していきます。

（２）保育教諭、幼稚園教諭及び保育士の合同研修に対する支援に関する事項

乳幼児期から児童期の様々な課題に対応できるよう、認定こども園、幼稚園、保育園等がそれぞれの園で園内研修を実施するとともに、日々の保育の評価及び改善に努めています。また、各園等での研修に加え、町内の認定こども園、幼稚園、保育園を対象に、幼児期から児童期の課題に即した研修や実践的な指導が深められるような研修を実施し、施設の公私立を問わず必要な支援を行っています。引き続き、教育・保育の質の向上を目指して、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士が合同で行う幼児教育の研究や各種研修の場を設け、相互に意見交換できる機会を確保し、専門性の向上に努めていきます。

（３）質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の考え方

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するということは、「子どもの最善の利益」を実現させることです。それは障がい、疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て世帯を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく保障するものです。

そのため、町では、保育教諭、幼稚園教諭、保育士及び調理員等の研修を実施するとともに、現在実施している地域子ども・子育て支援事業、自主サークル活動の情報提供を継続します。「広報みずほ」や町ホームページだけでなく、様々な媒体を活用した PR の手段を模索していきます。そのうえで、事業の参加者等から意見や要望をいただき、事業内容の充実を図っていきます。

また、異なる施設で同日に類似した事業を実施することがないよう、関係機関の連携を図り、効率的な事業運営を展開していきます。

（４）認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携方策

認定こども園・幼稚園・保育園と小学校との連携は、子どもの健やかな成長に欠かすことはできません。また、教育委員会、福祉部との連携強化も必要不可欠です。

認定こども園・幼稚園・保育園と小学校関係者の情報交換の場として、情報交換会等の運営方法を調査・研究します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年の子ども・子育て支援法の改正により、「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園・保育園等の保育料が無償化されたほか、それまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

これを受け、町では、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう、必要な様式や給付方法等について定め、公正かつ適正な支給が確保できるよう努めてきました。引き続き、実施方法の検証を進めながら、公正かつ適正な支給の確保に努めていきます。

第６章
計画の推進に当たって

Ⅰ 「こどもまんなか社会」の実現に向けた目標指標の設定

「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を以下のとおり設定します。

項目	現状値	目標値
①「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	小・中保護者…… 26.0% 16 歳・17 歳…… 18.3% 18 歳～39 歳 … 12.6%	70%
②「生活に満足している」と思う子どもの割合	小・中学生…… 62.7%	70%
③「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う子ども・若者の割合	小・中保護者…… 54.7% 16 歳・17 歳…… 38.4% 18 歳～39 歳 … 53.6%	70%
④「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	小・中学生…… 52.3% 小・中保護者…… 68.7% 16 歳・17 歳…… 58.9% 18 歳～39 歳 … 59.1%	70%
⑤「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	小・中学生…… 72.0% 小・中保護者…… 78.7% 16 歳・17 歳…… 78.0% 18 歳～39 歳 … 77.2%	90%
⑥「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	小・中学生…… 84.3% 16 歳・17 歳…… 90.4%	現状維持
⑦「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合	小・中学生…… 61.3% 小・中保護者…… 48.0% 16 歳・17 歳…… 61.6% 18 歳～39 歳 … 52.4%	80%
⑧「子ども施策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合	小・中保護者…… 21.4% 16 歳・17 歳…… 26.0% 18 歳～39 歳 … 15.7%	70%
⑨「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	小・中保護者…… 27.4% 16 歳・17 歳…… 28.7% 18 歳～39 歳 … 18.1%	70%

2 計画の達成状況の点検及び評価

（１）進捗の管理

進捗状況を管理するために、年度ごとに「子ども計画進捗状況等管理票」を作成します。管理票は、該当年度の取組状況、達成度、翌年度の取組見込み、効果や成果、課題等を明確にし、「瑞穂町子ども・子育て会議」委員の意見を記録します。

（２）進捗状況の公表

「子ども計画進捗状況等管理票」については、年度ごとに各事業の進捗状況や達成度等について確認及び把握し、ホームページで公表していきます。また、計画に掲げた取組・事業の進捗については、瑞穂町子ども・子育て会議を定期的に開催し、各種事業や施策の進捗・達成度の評価・検証を行ったうえで取組内容を改善するなど、PDCA サイクルの適切な運用に基づき検証を行っていきます。

■ 計画の点検・評価の方法（PDCA サイクルの考え方）

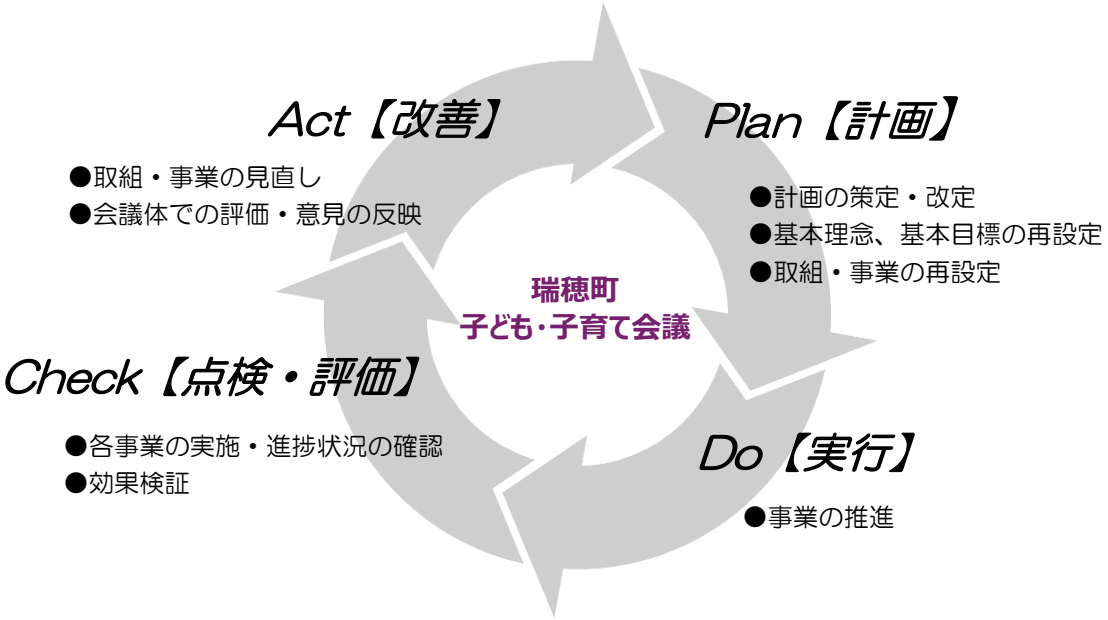

3 計画の推進体制

（１）「瑞穂町子ども・子育て会議」による進捗状況の確認及び審議

子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項第４号で規定されている「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること」は、瑞穂町子ども・子育て会議の役割です。進捗状況の管理については、同会議で行うものとします。

（２）町民及びサービス利用者等から寄せられた意見を整理

第三者評価やアンケート調査等による意見を集約、整理し、今後の事業のあり方について検討すべき情報を取りまとめます。

（３）瑞穂町子ども・子育て会議等の意見を担当部署に提供

事業の運営状況等を的確に把握し、随時必要な措置を講じるとともに、町民から寄せられた意見等も体系的に整理し、課題を見出し、より良いサービスの提供が可能となるよう働きかけます。

資料編

1 瑞穂町子ども・子育て会議条例

（平成 25 年９月６日
条 例 第 15 号）

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第１項の規定に基づき、瑞穂町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（所掌事務）

第３条　会議は、法第 72 条第１項各号に掲げる事務を所掌する。

（組織）

第４条　会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

（１）　学識経験者　１人

（２）　子ども・子育て支援に関する団体から推薦を受けた者　４人以内

（３）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者　３人以内

（４）　子どもの保護者　２人以内

（５）　公募による町民　２人以内

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第６条　会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　会議は、会長が招集し、議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第８条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第９条　会議の庶務は、福祉部において処理する。

（委員の報酬及びその支給方法）

第 10 条　委員の報酬及びその支給方法については、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年条例第 10 号）の定めるところによる。

（委任）

第 11 条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

2 瑞穂町子ども・子育て会議委員名簿

«令和５年４月１日から令和７年３月 31 日まで»　　（敬称略）

職	氏名	所属等	備考
会長	日野　元信	学識経験者	
副会長	森　美佐子	子ども・子育て支援に関する団体から推薦を受けた者	
委員	中山　幸子	子ども・子育て支援に関する団体から推薦を受けた者	
〃	堀池　佳子	子ども・子育て支援に関する団体から推薦を受けた者	
〃	石坂　隆文	子ども・子育て支援に関する団体から推薦を受けた者	
〃	小林　伸成	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
〃	石井　智寿子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
〃	松尾　洋子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
〃	長谷川　香里	子どもの保護者	
〃	岩田　宏美	子どもの保護者	
〃	吉岡　静花	公募による町民	
〃	宮﨑　政徳	公募による町民	

	氏名	職	備考
事務局	石川　修	子育て応援課長	令和６年３月 31 日まで
	青木　広幸		令和６年４月　１日から
	島﨑　友介	子育て応援課　子育て支援係長	令和６年３月 31 日まで
	栗原　康弘		令和６年４月　１日から
	吉岡　莉恵子	子育て応援課　子育て支援係　主事	令和６年３月 31 日まで
	佐藤　恵子	子育て応援課　子育て支援係　主任	令和６年４月　１日から

3 瑞穂町子ども・子育て会議実施経過

日時	内容
日時 令和５年 11 月 1 日 午後６時 30 分～	令和５年度子ども・子育て会議（第１回） （議題） ・子ども・子育て支援事業計画進捗状況等管理について ・第３期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について ・会議のスケジュールについて
日時 令和５年 12 月５日 午後６時 30 分～	令和５年度子ども・子育て会議（第２回） （議題） ・第３期瑞穂町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について
日時 令和６年３月 14 日 午後６時 30 分～	令和５年度子ども・子育て会議（第３回） （議題） ・２期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等管理について ・次期計画の進捗状況等管理票の様式の見直しについて ・第３期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について
日時 令和６年５月 17 日 午後６時 30 分～	令和６年度子ども・子育て会議（第１回） （議題） ・瑞穂町子ども計画について ・瑞穂町子ども計画の調査項目に関する協議について
日時 令和６年６月 24 日 午後６時 30 分～	令和６年度子ども・子育て会議（第２回） （議題） ・アンケート調査票項目（案）について

日時	内容
日時 令和６年８月５日 午後６時 30 分～	令和６年度子ども・子育て会議（第３回） （議題） ・教育、保育等の見込み量について ・子どもの意見聴取について
日時 令和６年９月 30 日 午後６時 30 分～	令和６年度子ども・子育て会議（第４回） （議題） ・瑞穂町子ども・若者の生活実態調査結果について ・瑞穂町子ども計画骨子案について ・子どもの意見聴取について
日時 令和６年 11 月５日 午後６時 30 分～	令和６年度子ども・子育て会議（第５回） （議題） ・瑞穂町子ども計画骨子案について ・子どもの意見聴取について
日時 令和６年 12 月 12 日 午後６時 30 分～	令和６年度子ども・子育て会議（第６回） （議題） ・子どもの意見聴取結果について ・瑞穂町子ども計画素案について
日時 令和７年１月 30 日 午後６時 30 分～	令和６年度子ども・子育て会議（第７回） （議題） ・瑞穂町子ども計画素案について ・素案に対する意見募集状況及び意見の反映について
日時 令和７年２月 25 日 午後６時 30 分～	令和６年度子ども・子育て会議（第８回） （議題） ・瑞穂町子ども計画素案に対する意見募集結果について ・瑞穂町子ども計画案について ・第２期瑞穂町子ども・子育て支援事業計画進捗状況報告について

瑞穂町子ども計画

令和７年３月

発行　瑞穂町
企画・編集　瑞穂町福祉部子育て応援課
〒１９０-１２９２
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎２３３５番地
ＴＥＬ　０４２-５５７-７６２４
ＦＡＸ　０４２-５５６-３４０１

瑞穂町公式キャラクター
みずほまる